

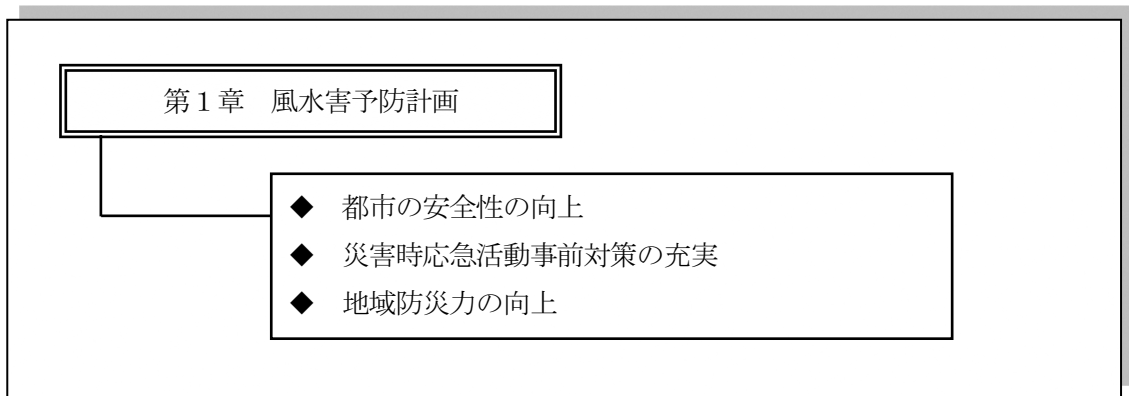
# 第1章

## 風水害予防計画

### 【風水害予防計画の体系】

市は、水害や土砂災害等から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちの実現を目指し、必要な風水害予防対策を、県、関係機関等と連携しながら一丸となって推進します。

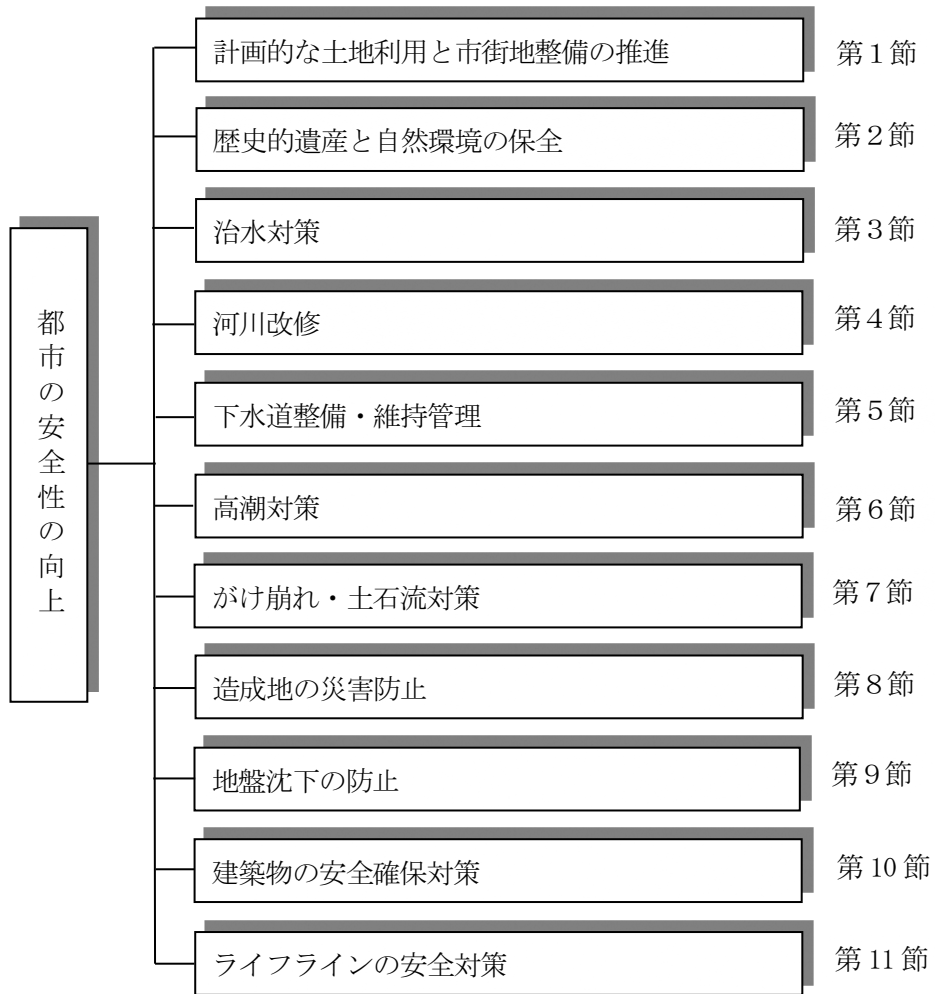
また、計画の推進にあたっては、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に取組を推進します。



## ◆ 『都市の安全性の向上』の構成

『都市の安全性の向上』では、災害の発生に備え、市の都市計画や公共事業等を実施するにあたり、都市の防災化を推進し、災害時において被害を最小限に防止するために必要な事項を定めます。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

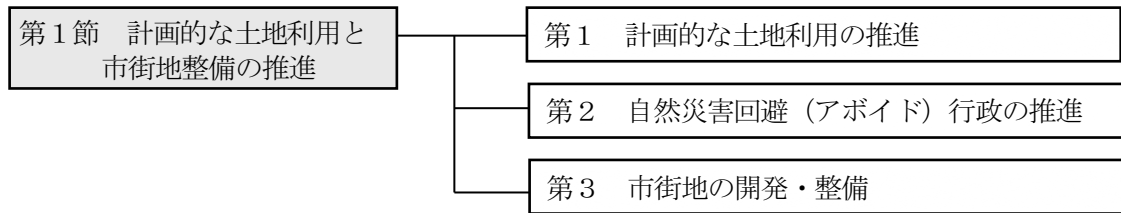


## 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

### 【施策の方向】

市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の防災化の観点からとらえるとともに、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考え方も踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ、災害に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方向を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用の推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第1節 第1 計画的な土地利用の推進」を準用します。

### 第2 自然災害回避（アボイド）行政の推進

自然災害回避（アボイド）行政の推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第1節 第5 自然災害回避（アボイド）行政の推進」を準用します。

### 第3 市街地の開発・整備

市街地の開発・整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第1節 第6 市街地の開発・整備」を準用します。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策	

## 第2節 歴史的遺産と自然環境の保全

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

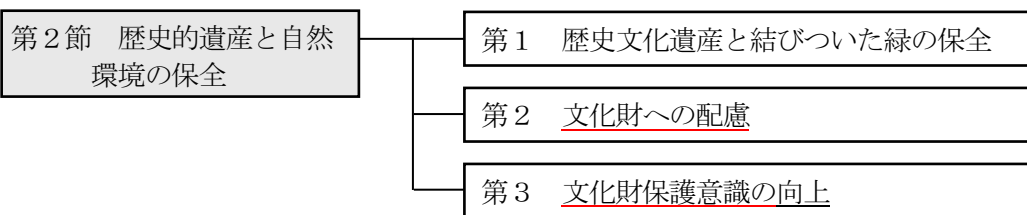
第4編 復旧・復興対策

### 【施策の方向】

本市には、中世以来の建造物等数多くの文化財が存在していますが、大規模な災害が発生した際には、これらの文化財にも影響が及ぶことが想定されます。

本節では、数多くの歴史的遺産を持つ都市として、歴史的遺産と自然環境の保全を図るための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 歴史文化遺産と結びついた緑の保全

歴史的遺産と結びついた緑の保全については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第2節 第1 歴史文化遺産と結びついた緑の保全」を準用します。

### 第2 文化財への配慮

文化財への配慮については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第2節 第2 文化財への配慮」を準用します。

### 第3 文化財保護意識の向上

文化財保護意識の向上については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第2節 第3 文化財保護意識の向上」を準用します。

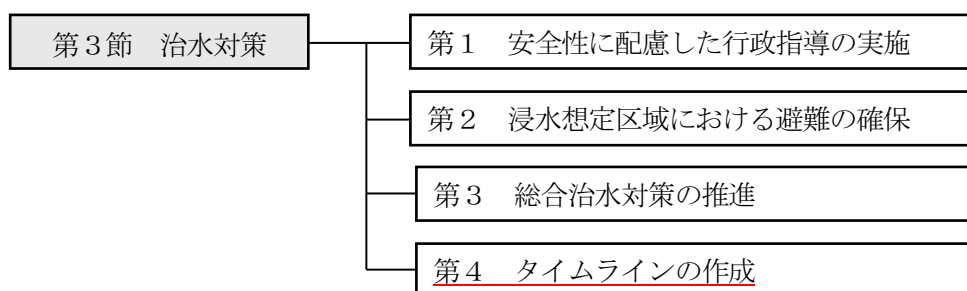
## 第3節 治水対策

### 【施策の方向】

近年、甚大な被害を引き起こす台風や集中豪雨等が頻繁に発生し、各地で大きな水害が発生しています。今後も気候変動等の影響による豪雨の頻発化・激甚化が懸念されることから、流域における治水対策をより一層推進することが重要です。

本節では、水害の軽減に向けた治水対策の基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 安全性に配慮した行政指導の実施

市は、市街地開発事業等において、雨水貯留・浸透施設の設置や盛土の抑制等、地域の特性や必要に応じた雨水流出抑制対策を実施するよう事業者を指導します。

### 第2 浸水想定区域における避難の確保

#### 1 浸水想定区域指定時の対応

市は、洪水浸水想定区域の指定のあったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めます。

#### 2 浸水想定区域の周知

市では、鎌倉駅周辺、腰越、深沢・手広、大船駅周辺等を中心に、浸水想定区域の指定を行っており、周知のために「洪水・内水ハザードマップ」を作成しています。

ハザードマップには、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設等の情報を記載しており、市は、これらの情報の周知活動を継続して行い、平常時からの備えについて啓発します。

#### 3 要配慮者利用施設における避難、浸水対策等

市は、水防法第15条第1項に基づき定める浸水想定区域（洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域）内における社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

速な避難の確保を図る必要があると認める要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、洪水予報等に関する情報等を伝達するため、その体制を整備します。

(1) 要配慮者利用施設等の範囲

<u>要配慮者施設の範囲</u>	<u>1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※1）</u> <u>2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。）</u> <u>3 幼稚園及び学校（小学校、中学校、高等学校、養護学校）</u>
------------------	---

前記「要配慮者利用施設の範囲」表中（※1）の具体的な施設の種類の種類は、おおむね次のとおりとします。

<u>高齢者施設</u>	<u>特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、サービス付高齢者向け住宅 等</u>
<u>保護施設</u>	<u>救護施設、更生施設等保育施設 等</u>
<u>児童福祉施設等</u>	<u>保育園、認可外保育施設、助産施設、児童養護施設、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所 等</u>
<u>障害児・者施設等</u>	<u>生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障害者小規模通所施設 等</u>
<u>その他社会福祉施設</u>	<u>福祉センター、福祉保健活動拠点、隣保館、子育て支援センター 等</u>

(2) 避難確保計画の作成支援等

ア 本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施します。

また、作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び計画に基づき実施した避難誘導等の訓練の結果について市長に報告します。

イ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行います。

### 第3 総合治水対策の推進

平成15年（2003年）に制定された特定都市河川浸水被害対策法は、河川と下水道との連携を図り、都市部の河川における浸水被害の防止を図ることを目的としています。

鎌倉市では、平成26年（2014年）6月1日付けで、境川（柏尾川）流域が特定都市河川流域に指定され、同流域内において、規制や努力義務等が設けられました。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

- (1) 市は、神奈川県、東京都、境川流域市及び同河川流域の下水道管理者が共同して定める「流域水害対策計画」に基づき、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備、情報収集・伝達体制の確立等、浸水被害を防止するための対策を推進します。
- (2) 市は、市街地開発事業や土地区画整理事業等において、透水性舗装や調整池の設置等による流出抑制に努めます。

#### 第4 タイムラインの作成

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない大規模地震と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能です。

平常時から、時系列の災害対応を整理したタイムライン（防災行動計画）を作成しておくことで、発災時の迅速かつ効果的な応急活動や減災に大きく寄与することが期待されます。

市は、台風等の発生時等から風水害発生までの間に、気象や水位等の情報をもとに、避難準備、危険箇所の確認、浸水防止施設の点検等、事前に実施すべき対応を整理したタイムライン（防災行動計画）を作成し、災害時に実践するものとします。

図 タイムライン例



資料：タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（国土交通省）

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第4節 河川改修

総  
則  
編

### 【施策の方向】

近年、都市化の進展に伴う洪水時の河川への流出増による洪水被害が多く発生しており、都市基盤としての河川整備の推進が必要となっています。

本節では、治水対策の一環として、河川改修の基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 計画的な河川改修の実施

### 1 柏尾川の改修促進

市は、県が管理している二級河川の柏尾川について、県の都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）による整備促進を要望します。

### 2 準用河川の改修

市は、市が管理している準用河川の神戸川（二級河川の部分を除く）、砂押川、小袋谷川、新川の改修について、継続して実施していきます。その他の準用河川についても、改修基本計画に基づき、効率的で効果的な改修事業及びしゅんせつを推進します。

### 3 その他

- (1) 市は、大雨や台風時における河川護岸等の施設の損壊を未然に防いだり、浸水被害を解消したりするため、修繕やしゅんせつ等の実施に努めます。
- (2) 市は、普通河川滑川・滝ノ川の改修計画について検討します。
- (3) 市は、手広、笛田地区の浸水対策として大塚川から新川への分水事業を推進します。

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編



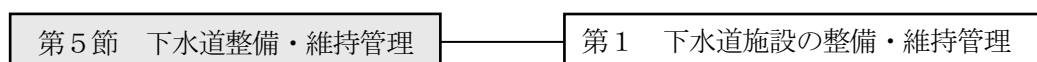
## 第5節 下水道整備・維持管理

### 【施策の方向】

近年頻発する下水道施設の整備水準を大きく超える集中豪雨に対し、都市の雨水を排除し、浸水被害を防ぐために、下水道の整備を強化する必要があります。

本節では、下水道の整備・維持管理について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 下水道施設の整備・維持管理

#### 1 雨水管きよ等の整備・維持管理

市は、雨水管理総合計画を策定し、これを鎌倉市公共下水道（雨水）の事業計画に反映するなどして雨水管きよ等の整備を進めるとともに、適正な維持管理を行い、浸水被害の解消を図ります。

#### 2 マンホール等の対策

市は、マンホール等の浮上・飛散防止等の対策を推進します。

#### 3 雨水排水施設等の整備

市は、慢性的な内水被害の軽減のため、排水機場の新設や増強を行うとともに、内水状況に応じて運搬設置できる可動式ポンプの整備を推進します。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 第6節 高潮対策

総  
則  
編

### 【施策の方向】

高潮は、台風や低気圧等の通過に伴う海面の吹き上げ、吹き寄せを原因として起きるもので、本市では、過去に台風等による高潮で、沿岸部の一部に浸水被害が発生しています。

本節では、高潮による災害を防御し、被害の軽減を図るための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 高潮対策の推進

### 1 防波施設等の整備

市は、市民、漁業関係者及び海浜利用者に対して避難体制の万全を期するために、防潮堤及び防潮扉の改良等防波施設等の整備を県に協力して推進します。

また、漁船等の安全を確保するため、漁業施設の改善を図ります。

### 2 浸水想定区域指定時の対応

市は、高潮浸水想定区域の指定のあったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、高潮注意報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に係る事項、高潮に係る避難訓練に関する事項等について定めます。

### 3 浸水予想区域の周知

市は、ホームページや啓発冊子等において高潮浸水想定区域図を公表しており、これらの活用により、市民に浸水想定区域の周知や高潮災害に関する知識の普及を図ります。

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第7節 がけ崩れ・土石流対策

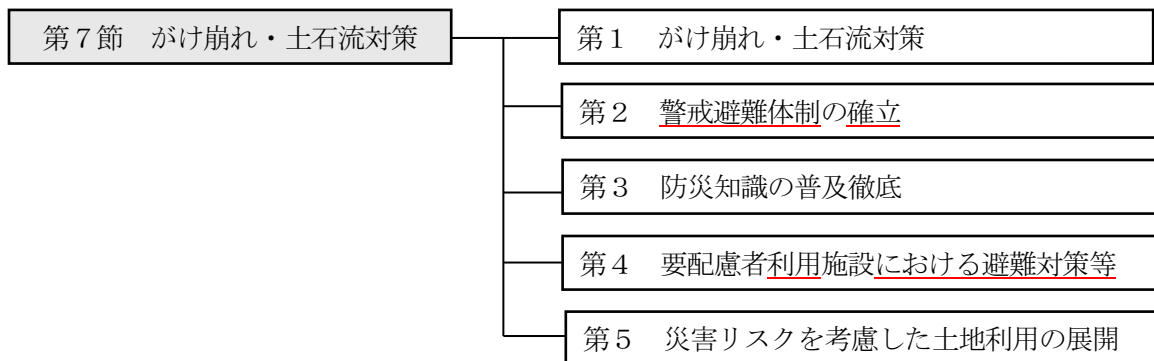
### 【施策の方向】

本市は、市内各地に急傾斜地が存在し、土砂災害が比較的起こりやすい地形条件を有しています。また、市街地が山裾まで迫っているため、土砂災害に対して弱い構造を有しています。更に、市街地の住宅地等に隣接する急しゅんな斜面樹林地の多くは、間伐、伐採等の管理頻度が低下したことで、土砂災害や倒木等の危険性が高まっています。

このため、危険区域を把握するとともに、市民への危険区域の周知や土砂災害を回避するための安全な土地利用の誘導、避難体制の整備等の対策を講じる必要があります。

本節では、土砂災害の未然防止及び被害軽減のための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 がけ崩れ・土石流対策

がけ崩れ・土石流対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第5節 第1 がけ崩れ等対策」を準用するほか、次の対策を実施します。

#### 1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

市内には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）」に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域があります。市は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の危険性についての市民への周知や警戒避難体制の整備を推進します。

また、土石流危険溪流の指定箇所を拡大を県に要望します。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計 画 編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

表 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の概要

種別	災害種別	区域
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜度 30 度以上で高さ 5 m以上の区域</li> <li>急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域</li> <li>急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50mを超える場合は 50m）以内の区域</li> </ul>
	土石流	土石流のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域
	地すべり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり区域</li> <li>地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを越える場合は 250m）</li> </ul>
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

## 2 住宅移転事業の促進

市は、危険箇所<sup>1</sup>に居住する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に住宅金融支援機構資金の融資指導等を行うほか、次の事業によりその移転を促進します。

ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行います。

表 建築物の移転等に係る助成制度一覧

制度（事業名）名	実施主体	内容
<u>地すべり等関連住宅融資</u>	<u>住宅金融支援機構</u>	<u>地すべりや急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれがあるなどの理由で、地方公共団体から家屋の移転の勧告等を受けた者が、当該家屋の移転又はこれに代わる住宅を建設・購入するために必要となる資金に対する融資。</u>

## 3 樹林地の管理

私有地の樹林地の管理は、土地所有者の責務ですが、古都法等の法令により指定され一定の土地利用が制限されている区域の樹林については、樹林を良好に管理することを支援するため、市が土地所有者に代わり、「鎌倉市樹林の管理に関する要綱」に基づき、樹林管理事業を実施しています。

事業は、樹林の所有者又は管理者からの申請に基づき、区域縁辺部の樹木が隣接する家屋等に与える影響の度合に応じて枝払いや伐採等を行うもので、私有地の防災対策に寄与しており、今後も対象地区の樹林地管理を徹底し、土砂災害防止に努めます。

## 第2 警戒避難体制の確立

### 1 パトロール等の実施

市は、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、県と連携し、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

### 2 土砂災害警戒情報の発表に伴う対応

(1) 県は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生危険性が高まった時に、横浜地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を警戒レベル4相当情報として発表し、市町村長が防災活動や市民等への避難指示発令等の対応を適時適切に行えるよう、関係する市町村長へ通知するとともに、市民等の自発的な避難判断等を促すため一般へ周知します。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後に発表され、土砂災害の危険性が最も高いことを示し、避難指示の判断に資する警戒レベル4相当情報として位置付けられています。

(2) 市及び消防本部は、市域に対して発表された場合に備え、警戒避難体制、危険箇所の巡視、地域住民への情報伝達方法等をあらかじめ定めておきます。

また、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にするとともに、降雨量の把握に努めます。

### 3 避難体制の確立

#### (1) 避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定します。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めます。

#### (2) 地域の実状に適した避難場所、避難路等の指定

市は、土砂災害からの避難に関して、地域の実状に最も適した避難場所の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。

### 4 避難情報の市民への伝達

市は、避難情報の伝達にあたり、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール等により、迅速かつ正確に市民に伝達し、周知されるよう体制の整備に努めます。

なお、情報伝達にあたっては、要配慮者に十分配慮します。

また、異常発生時には、市民自らの確に通報・避難ができる体制をとるよう指導します。

## 第3 防災知識の普及徹底

防災知識の普及徹底については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第5節 第3 防災知識の普及徹底」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

#### 第4 要配慮者利用施設における避難対策等

要配慮者施設における避難対策等については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第5節 第4 要配慮者利用施設における避難対策等」を準用します。

#### 第5 災害リスクを考慮した土地利用の展開

市は、立地適正化計画による持続可能な都市づくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けます。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策	

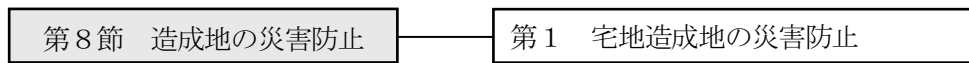
## 第8節 造成地の災害防止

### 【施策の方向】

昭和30年（1955年）代以降の人口急増に伴い宅地開発が進められた造成宅地においては、集中豪雨等によりがけ崩れ等の災害が頻発したことから、国は、「宅地造成等規制法」を施行し、県では、同法に基づき必要な規制等を推進してきました。

本節では、災害による被害を未然に防止し、造成地の安全性を確保するための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 宅地造成地の災害防止

市は、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出による災害防止のため、宅地造成工事規制区域において、同法で定められた技術基準により、許可処分や指導等の必要な規制を行います。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第9節 地盤沈下の防止

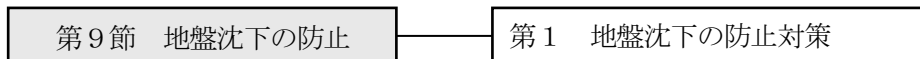
総  
則  
編

### 【施策の方向】

本市は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」における地下水採取規制の「指定地域の周辺地域」に指定されており、継続的に市内の地盤沈下の状況を把握する必要があるため、県と連携し、精密水準測量を実施しています。

本節では、地盤沈下の防止のための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 地盤沈下の防止対策

市は、県と連携し、水準測量調査を継続します。

また、市内において地盤沈下が見られた場合は、県と連携し、地盤沈下量の調査や地下水摂取規制等を実施していきます。

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

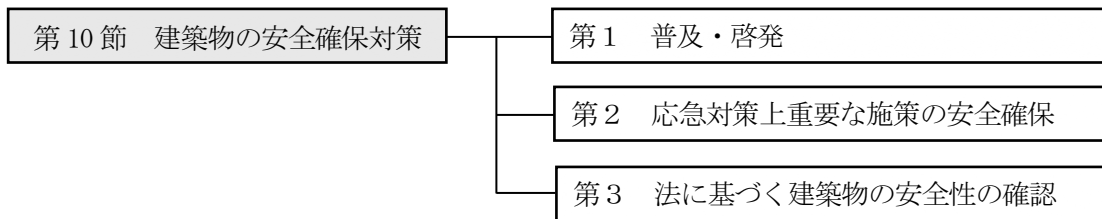


## 第10節 建築物の安全確保対策

### 【施策の方向】

風水害に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物の安全性を一層高める必要があります、強風に対する建築物の堅ろう化、附属物の落下・飛来防止策等の防災対策を講じる必要があります。  
本節では、建築物の安全確保に係る基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



#### 第1 普及・啓発

市は、県と連携して、地下室の安全対策・落下物防止や浸水防止の普及・啓発を行うとともに、建築物所有（管理）者に対して、指導助言を行います。

#### 第2 応急対策上重要な施設の安全確保

市及び施設管理者は、劇場、駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設、医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等については、災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとします。

#### 第3 法に基づく建築物の安全性の確認

市（建築主事）及び指定確認検査機関は、建築基準法第6条に基づく確認申請時に構造計算が必要な建築物について、構造計算等のチェックを行い、建築物の安全性を確認しています。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策	

## 第11節 ライフラインの安全対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

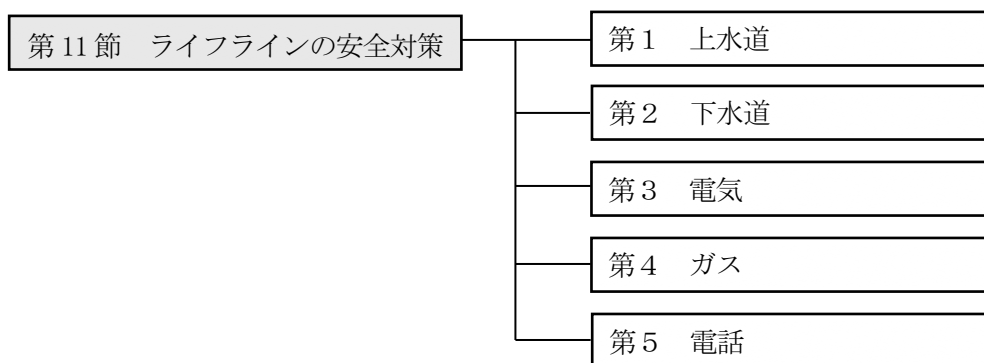
第4編 復旧・復興対策

### 【施策の方向】

上・下水道、電気、ガス等のライフラインは、市民生活に欠かすことのできない施設であり、また、ライフラインの被災は、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらします。

本節では、風水害時にライフラインの機能を確保するための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 上水道

上水道については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 第1 上水道」を準用します。

### 第2 下水道

下水道については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 第2 下水道」を準用します。

また、近年全国的に頻発する浸水被害等の異常気象に対処するため、市域の降雨特性の見直しを行うとともにこれを基に雨水管理総合計画を策定し、鎌倉市公共下水道事業（雨水）の事業計画に反映するなどして整備を進めていきます。

### 第3 電気

電気については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 第3 電気」を準用します。

### 第4 ガス

ガスについては、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 第4 ガス」を準用します。

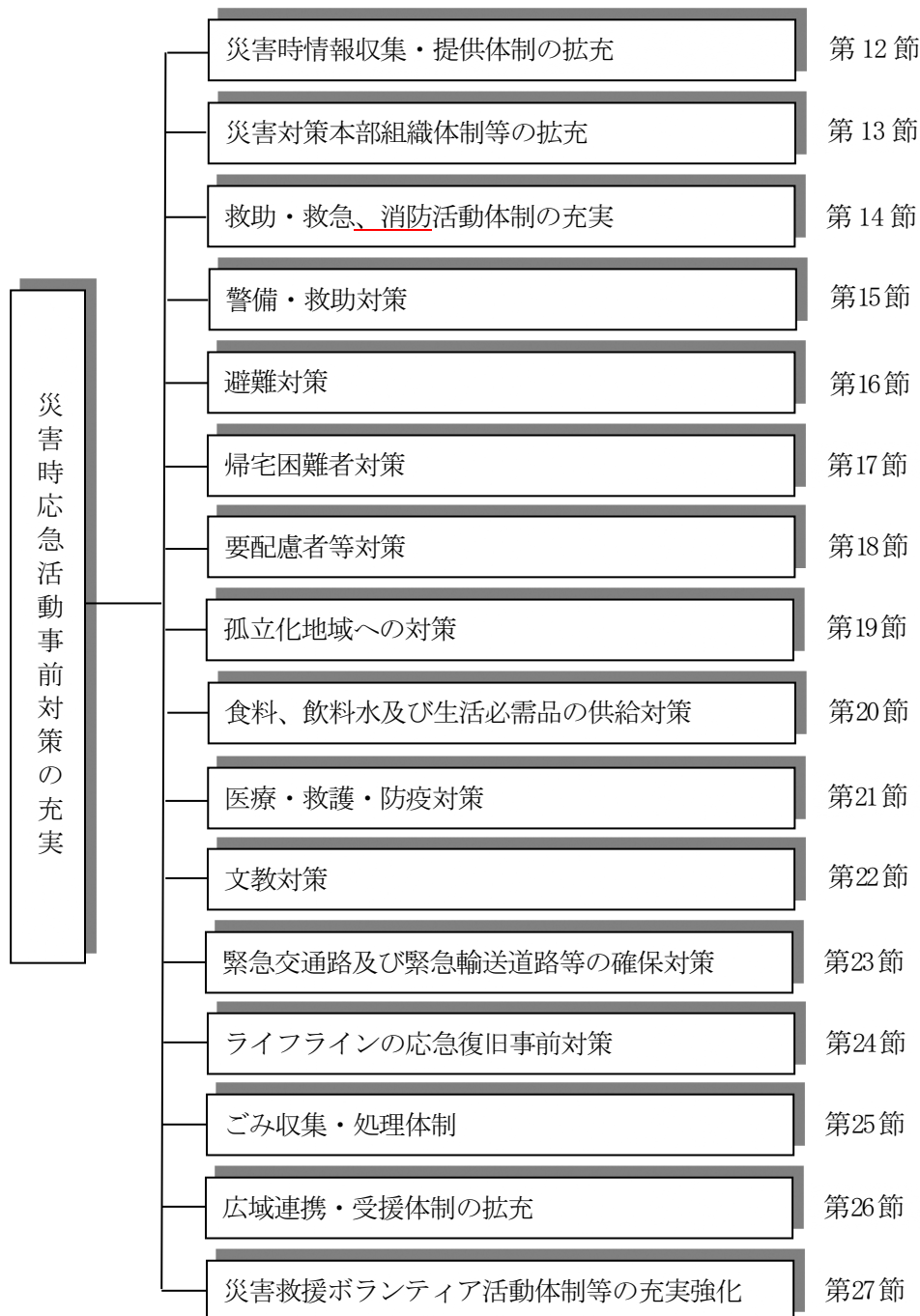
### 第5 電話

電話については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 第5 電話」を準用します。

◆ 『災害時応急活動事前対策の充実』の構成

大規模災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の拡大を防止又は軽減するための鍵といえます。

『災害時応急活動事前対策の充実』では、風水害の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合、あるいは風水害が発生した場合に、市民及び関係機関が速やかに応急対策活動を講じられるよう、平常時に実施すべき事前対策について定めます。



総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

## 第12節 災害時情報収集・提供体制の拡充

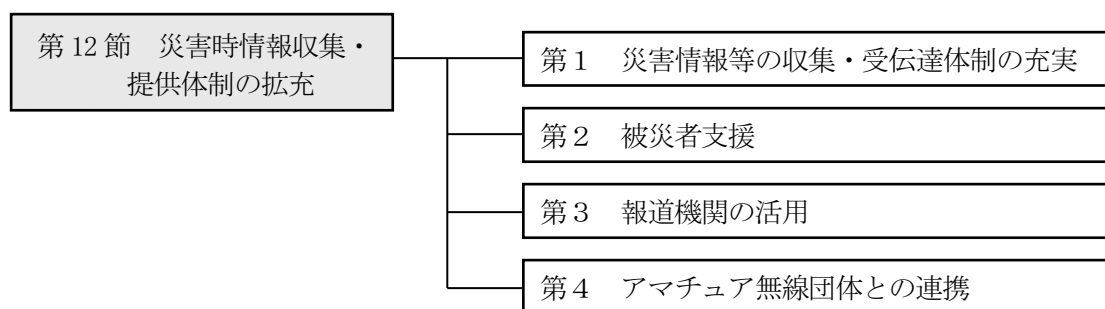
総  
編

### 【施策の方向】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、気象、洪水情報、土砂災害情報、避難情報等、様々な情報を的確に把握して処理、判断するとともに、市民及び関係機関に対して迅速、的確に伝達し、初動体制の確立を図る必要があります。

本節では、迅速・的確な情報の収集・伝達体制の確立に向けた基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



#### 第1 災害情報等の収集・受伝達体制の充実

災害情報等の収集・受伝達体制の充実については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第12節 第1 災害情報等の収集・受伝達体制の充実」を準用します。

#### 第2 被災者支援

被災者支援については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第12節 第2 被災者支援」を準用します。

#### 第3 報道機関の活用

報道機関の活用については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第12節 第3 報道機関の活用」を準用します。

#### 第4 アマチュア無線団体との連携

アマチュア無線団体との連携については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第12節 第4 アマチュア無線団体との連携」を準用します。

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

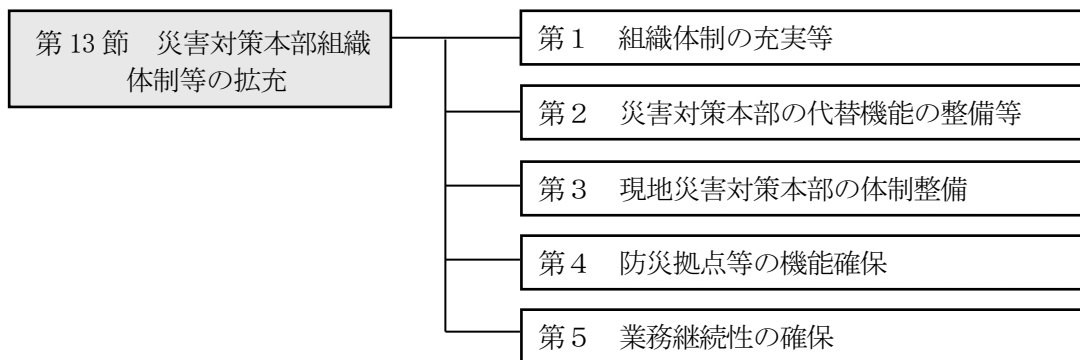
## 第13節 災害対策本部組織体制等の拡充

### 【施策の方向】

災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示又は総合調整を行う市組織全体の統制機関であり、刻々変化する被災状況や被災者のニーズに即応できる災害対策本部機能の維持・強化が求められます。

本節では災害時における迅速・的確な災害対策本部活動を実施するための体制整備等について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



#### 第1 組織体制の充実等

組織体制の充実等については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第13節 第1 組織体制の充実等」を準用します。

#### 第2 災害対策本部の代替機能の整備等

災害対策本部の代替機能の整備等については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第13節 第2 災害対策本部の代替機能の整備等」を準用します。

#### 第3 現地災害対策本部の体制整備

現地災害対策本部の体制整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第13節 第3 現地災害対策本部の体制整備」を準用します。

#### 第4 防災拠点等の機能確保

防災拠点等の機能確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第13節 第4 防災拠点等の機能確保」を準用します。

#### 第5 業務継続性の確保

業務継続性の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第13節 第5 業務継続性の確保」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第14節 救助・救急、消防活動体制の充実

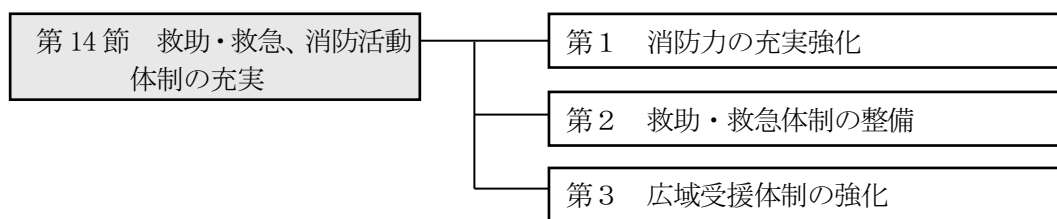
総  
編

### 【施策の方向】

大規模災害発生時には、迅速かつ的確に被災者の救助活動、応急措置、救急運搬等が行えるよう、平常時から災害時の救急・救助、消防体制を整えておく必要があります。

本節では、災害時に救助・救急、消火活動等が迅速かつ的確に行われるための事前体制について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 第1 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第14節 第3 消防力の充実強化」を準用するほか、次の対策を実施します。

#### 1 火災予防

市及び消防本部は、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底を図ります。

### 第2 救助・救急体制の整備

救助・救急体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第14節 第4 救助・救急体制の整備」を準用します。

### 第3 広域受援体制の強化

広域受援体制の強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第14節 第5 広域受援体制の強化」を準用します。

計  
画  
編

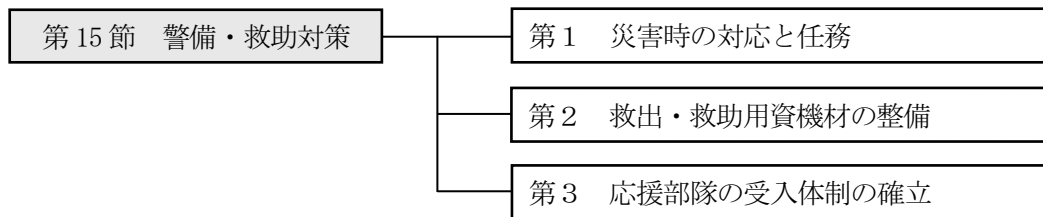
## 第15節 警備・救助対策

### 【施策の方向】

大規模災害発生時には、多数の市民が生命又は身体に危害を受けたり、被災により地域社会が混乱状態に陥ったりするおそれがあります。

本節では、大規模災害による人心の安定と社会秩序の維持を図るために、事前の警備・救助体制について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 災害時の対応と任務

災害時の対応と任務については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第15節 第1 災害時の対応と任務」を準用します。

### 第2 救出・救助用資機材の整備

救出・救助用資機材の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第15節 第2 救出・救助用資機材の整備」を準用します。

### 第3 応援部隊の受入体制の確立

応援部隊の受入体制の確立については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第15節 第3 応援部隊の受入体制の確立」を準用します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

## 第16節 避難対策

総  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

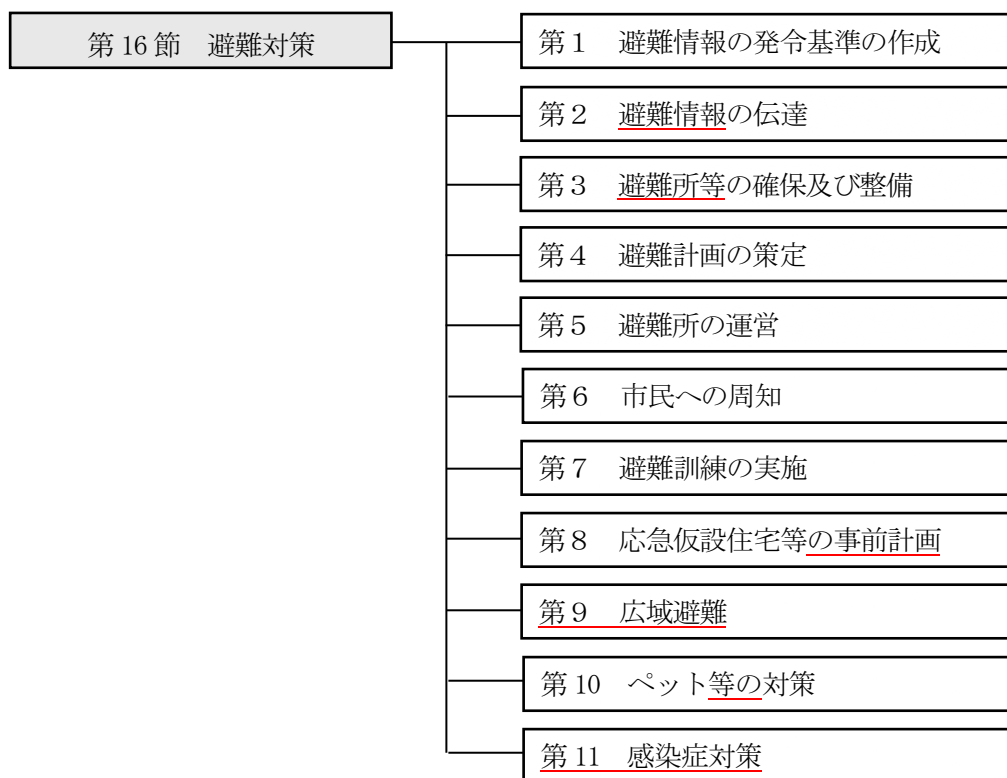
### 【施策の方向】

災害発生後、家屋の損壊・浸水等により避難を余儀なくされた市民等が安全に避難できるよう、あらかじめ、避難所等の選定や避難誘導體制、避難所運営体制等を整備し、避難者の安全確保に努める必要があります。

特に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の必要性が広く認識されるようになり、令和3年（2021年）の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別計画の作成が市町村の努力義務とされました。

本節では、こうした現状を踏まえ、市民の生命の安全を確保するために迅速、的確な避難行動と被災者の受入れ、保護を実施するための事前対策について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 避難情報の発令基準の作成

#### 1 避難情報の発令基準

市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、災害時に適切な避難情報の発令を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等をもとに、避難情報の発令の判断基準等について、できる限り客観的な数値により整理し、定めるよう努めます。

なお、判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう、総合的に判断します。



## 2 洪水等の発令基準

市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、水位到達情報が県知事から通知される「柏尾川」、「滑川」、「神戸川」の3河川について、河川水位、降雨量、今後の気象予測及び河川巡視等から総合的に判断して、具体的な避難情報の発令基準を設定します。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定することとします。

また、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直します。

## 3 土砂災害の発令基準

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、大雨注意報・警報、土砂災害警戒情報の発表や今後の気象予測や土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含め総合的に判断して、具体的な避難指示の発令基準を設定します。

また、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めます。

## 4 高潮の発令基準

市は、高潮災害に対する市民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定します。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めます。

## 5 避難指示発令にあたっての留意事項

- (1) 市長は、堤防の決壊や急傾斜地の崩壊等の災害の発生を把握した場合、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。
- (2) 避難指示の発令の際には、避難所を開放していることが望ましいですが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、市長は、直ちに避難指示を発令するものとします。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知します。
- (3) 避難に際しては、要配慮者等、特に避難行動要支援者に配慮するため、高齢者等避難を位置づけます。

## 第2 避難情報の伝達

### 1 避難情報の種類

令和3年(2021年)に災害対策基本法が改正され、市長が発令する避難情報は、次表のように「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の3種類となっています。(緊急安全確保は、災害が発生・切迫している状況下であることから、可能な範囲での発令とされており、必ずしも発令されるわけではありません)。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

表 避難指示等の類型別一覧

名 称	警戒 レベル	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難	3	高齢者、障害者、妊婦・乳幼児等、避難に時間がかかる方や身の危険を感じる方が避難を始めなければならない段階。 被害の発生する可能性が高まった状況であり、避難指示を発令することが予想される状況。	高齢者、障害者、妊婦・乳幼児等、避難に時間がかかる方が避難を始め、周りの方は支援を始める。 身の危険を感じる方が避難を始める。 通常の避難ができる方は、気象情報に注意し、家族との連絡や非常用持出品の用意等、避難準備を始める。
避難指示	4	通常の避難ができる方が避難を始めなければならない段階。 被害が予想され、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難ができる方は、避難場所等へ避難を始める。 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、室内のより安全な場所に避難をする。
緊急安全確保	5	災害が発生しそうな兆候や現在の切迫した状況から、被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の近くや地域の特性等から被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。又は、被害が発生し始めた状況。	避難中の方は、すぐに避難を完了する。そのいとまがない方は、命を守る最低限の行動をとる。 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、室内のより安全な場所に緊急に避難をする。

また、災害発生のおそれの高まりに応じて、市民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、避難情報や防災気象情報を5段階に分けて、市民等の避難行動を強く促す「警戒レベル」の運用が行われています。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

表 警戒レベル一覧

警戒レベル	市民等がとるべき行動	市の避難情報等	警報等	キキクル (危険度分布)
5	<b>命の危険 直ちに安全確保!</b> ・既に安全な避難ができず、命が危険な状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する。	緊急安全確保	大雨 特別警報	災害切迫
「警戒レベル4」までに全員避難！				
4	<b>危険な場所から全員避難</b> ・台風等により暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示	土砂災害 警戒情報	危険
3	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難したりする。	高齢者等避難	大雨警報※ 洪水警報	警戒
2	<b>自らの避難行動を確認</b> ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨注意報 洪水注意報	注意
1	<b>災害への心構えを高める</b>		早期注意情報 (警報級の可能性)	

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等避難(警戒レベル3)に相当します。

資料：気象庁

## 2 避難情報の伝達

- (1) 市は、避難情報の伝達に際して、対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるようにするとともに、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政用無線や消防団、自主防災組織をはじめとした効果的かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の市民等に迅速かつ的確に情報を伝達できるよう努めます。
- (2) 市は、気象情報、避難情報の市民等への周知にあたっては、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討するよう努めます。
- (3) 市は、同一の水系を有する他市町等との間で、相互に避難情報を共有するよう努めます。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

### 第3 避難所等の確保及び整備

#### 1 指定避難所（ミニ防災拠点）の指定

指定避難所（ミニ防災拠点）の指定については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第1 避難所等の確保及び整備 1 指定避難所（ミニ防災拠点）の指定」を準用します。

#### 2 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、以下の異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から身を守るための緊急的な避難先として、災害対策基本法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所（ミニ防災拠点）は、相互に兼ねることができることとします。

##### (1) 洪水（内水氾濫を含む）

浸水害の影響を受けない市立小中学校等の敷地全体又はその一部、各行政センターの一部を指定します。

##### (2) 土砂災害

がけ崩れ、土石流等の土砂災害の影響を受けない市立小中学校等の敷地全体又はその一部、各行政センターの一部を指定します。

##### (3) 高潮

高潮の影響を受けない市立小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。

※ 上記以外に、災害の規模や被害状況等により、行政センター等の公共施設等を避難場所として開設する場合があります。

#### 3 その他の避難所等の確保

##### (1) 一時避難場所（集合場所）

自主防災組織が事前に定めた施設を一時避難場所（集合場所）とし、一時的に避難し、その後、状況に応じて指定緊急避難場所や指定避難所（ミニ防災拠点）へ避難します。

##### (2) 補助避難所（予備避難所）

必要に応じて市の判断で開設される避難所であり、国・県立及び私立の学校等を指定しています。

##### (3) その他の避難所

協定等に基づき、災害時の状況により開設する避難所です。

###### ア 一時滞在施設（帰宅困難者用）

災害時において、帰宅困難者を一時的に収容する施設です。

###### イ 福祉避難所

指定避難所（ミニ防災拠点）や補助避難所（予備避難所）において共同生活が困難な要配慮者のために開設する施設です。

◆ 資料3-2：被災者収容施設（避難所等）一覧表

#### 4 不足する場合の対応

市は、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル等の活用も含め、可能な限り

多くの避難所の確保に努めます。特に、要配慮者に配慮した避難施設の確保に努めます。

#### 第4 避難計画の策定

避難計画の策定については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第2 避難計画の策定」を準用するほか、社会福祉施設等の管理者等は、気象庁等から発信される防災気象情報を把握し、早めの避難措置を講じます。

#### 第5 避難所の運営

避難所の運営については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第3 避難所の運営」を準用します。

ただし、この準用は、風水害等の規模に応じ、避難の長期化が見込まれる場合とします。

#### 第6 市民への周知

市民への周知については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第4 市民への周知」を準用します。

#### 第7 避難訓練の実施

避難訓練の実施については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第5 避難訓練の実施」を準用します。

#### 第8 応急仮設住宅等の事前計画

応急仮設住宅等の事前計画については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第6 応急仮設住宅等の事前計画」を準用します。

#### 第9 広域避難

令和元年東日本台風等では、首都圏や東日本の一部の自治体で市町村域や都道府県域をまたぐ大規模な広域避難が行われました。

最大クラスの豪雨災害にあたっては、浸水域が広範に及び避難場所が限られるため、市外への広域的な避難・収容施設の確保が必要です。

このため、市は、大規模な災害時の市民の円滑な広域避難体制の確立を図ります。

##### 1 受入体制の整備

市は、大規模風水害等の災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会等既存の枠組みを活用することにより、県や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。

#### 第10 ペット等の対策

ペット等の対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第7 ペット

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

等の対策」を準用します。

### **第11 感染症対策**

感染症対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第8 感染症対策」を準用します。

総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

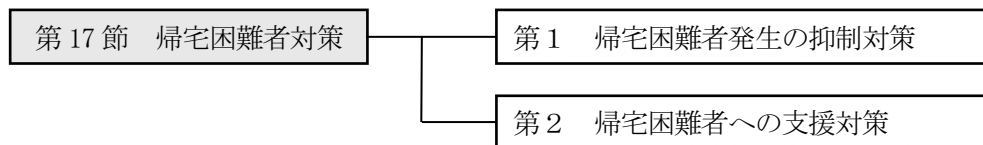
## 第17節 帰宅困難者対策

### 【施策の方向】

大規模災害により交通機関の運行が停止した場合、多くの帰宅困難者が発生することが予想されます。このような大量の帰宅困難者が、外出先から一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合、危険な状態になるとともに、大きな混乱の発生が懸念されます。

本節では、帰宅困難者の発生抑制や帰宅困難者への支援等に係る基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



## 第1 帰宅困難者発生の抑制対策

### 1 市が実施する対策

#### (1) 基本原則の周知等

ア 市は、大規模風水害等の災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の市民、企業、学校、関係団体等への周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。

イ 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を維持しつつ、鉄道の早期運行開始等により、3日までの間に帰宅が可能となる場合もあることから、被害状況や鉄道の運行状況等に応じて柔軟な対応を可能とする帰宅支援の移行方策についても検討します。

ウ 市は、一斉帰宅抑制の普及に加え、被害状況や鉄道等の運行状況に応じて、在宅者の出勤・通学を自粛する意識の醸成を図ります。

エ 市は、帰宅が困難になった場合に備えて、市内の関係機関、企業等に対して一時収容を図るよう要請します。

#### (2) 安否確認手段の周知

市は、平常時から「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による安否確認手段について周知を図ります。

また、隔地における家族の安否確認方法や大規模災害発生時における家族間の行動原則をあらかじめ取り決めておくなど、帰宅動機や不安の解消に有効な取組について普及を図ります。

### 2 関係機関、事業等が実施する対策

#### (1) 従業員、来訪者等の施設内待機

ア 地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから、関

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

係機関、企業等は、風水害の発生予測時間帯等に応じ、「早めの帰宅」を推進するなど、交通機関の停止に備えた措置を講じる必要があります。

イ 関係機関、企業等は、災害発生に伴い、交通機関の運行停止等により当分の間、復旧の見通しが立たないと見込まれるときは、事業所建物や事業所周辺の被害状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、一定期間事業所内に留めておくよう努めます。

ウ 大規模な集客施設や鉄道駅、社寺・名所旧跡等においては、多くの来街者、旅客、観光客等帰宅困難者等の発生による混乱が予想されることから、事業者等は、「早めの帰宅」を呼びかけるとともに、利用者を保護するため、適切な待機・誘導に努めるものとします。

エ 関係機関、企業等は、活動への影響を最小限に抑えられるよう、平常時よりテレワーク体制の構築に努めます。

(2) 備蓄の確保

関係機関、企業等は、社員に必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとします。

(3) 施設内待機計画の策定

関係機関、企業等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における従業員等の待機及び帰宅の方針を業務継続計画（BCP）等にあらかじめ定め、従業員に周知しておくものとします。

## 第2 帰宅困難者への支援対策

帰宅困難者への支援対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第17節 第2 帰宅困難者への支援対策」を準用します。

◆ 資料3-2：被災者収容施設（避難所等）一覧表

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編



## 第18節 要配慮者等対策

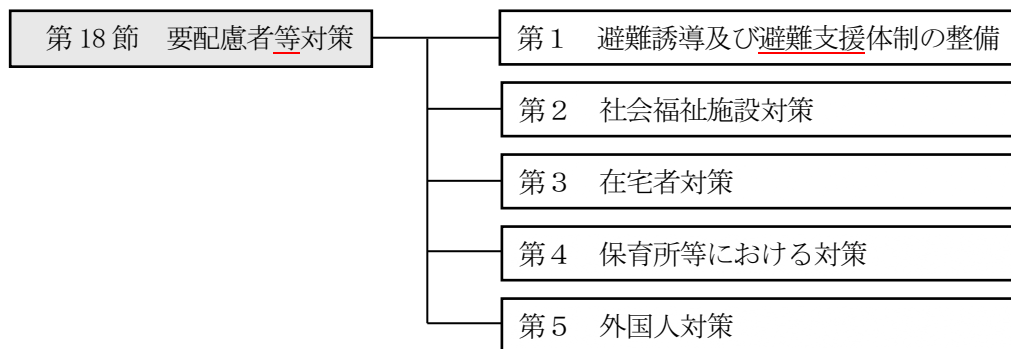
### 【施策の方向】

災害時の一連の行動において配慮を要する要配慮者や特に支援を必要とする避難行動要支援者は、高齢化の進行により増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われます。

過去の大規模災害時においては、高齢者や障害者等災害弱者と言われる人々の犠牲が多数を占めたことから、大規模災害時における要配慮者等対策の強化が重要です。

本節では、要配慮者等の安全確保を図るための事前対策について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 避難誘導及び避難支援体制の整備

避難誘導及び避難支援体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第18節 第1 避難誘導及び避難支援体制の整備」を準用します。

### 第2 社会福祉施設対策

社会福祉施設対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第18節 第2 社会福祉施設対策」を準用します。

### 第3 在宅者対策

在宅者対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第18節 第3 在宅者対策」を準用します。

### 第4 保育所等における対策

保育所等における対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第18節 第4 保育所等における対策」を準用します。

### 第5 外国人対策

外国人対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第18節 第5 外国人対策」を準用します。

## 第19節 孤立化地域への対策

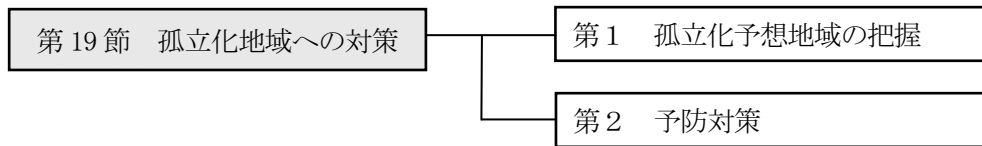
総  
則  
編

### 【施策の方向】

浸水害や土砂災害等により、孤立化地域が発生した場合は、平地部とは異なる対応が求められるため、事前対策を講じておく必要があります。

本節では、孤立化地域発生の未然防止に向けた基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 孤立化予想地域の把握

孤立化予想地域の把握については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第19節 第1 孤立化予想地域の把握」を準用します。

### 第2 予防対策

予防対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第19節 第2 予防対策」を準用します。

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第20節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

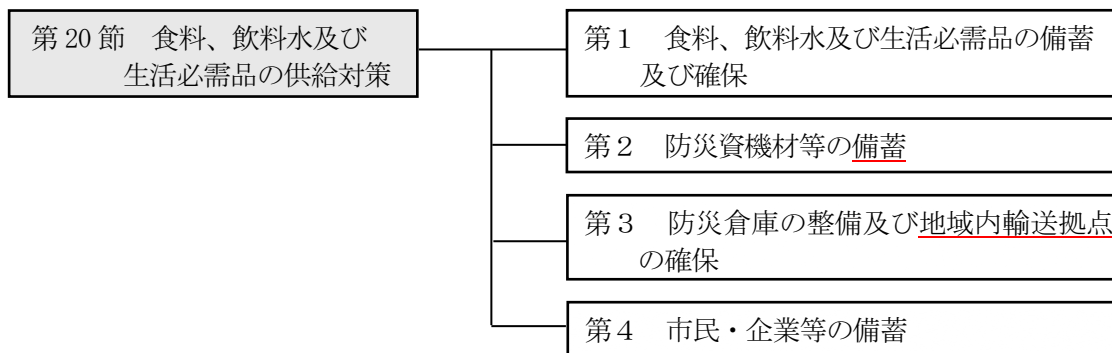
### 【施策の方向】

過去に発生した災害では、自治体によっては十分な備蓄がされておらず、一部の避難所では発災直後に食料が不足する事態が生じました。

また、支援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所まで速やかに届かない事態等も発生し、当面必要な物資を平常時から備蓄しておくことの重要性が改めて認識されました。

こうした教訓を踏まえ、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達に係る体制や防災資機材等の整備について基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保

食料・飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第20節 第1 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保」を準用します。

### 第2 防災資機材等の備蓄

防災資機材等の備蓄については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第20節 第2 防災資機材等の備蓄」を準用します。

### 第3 防災倉庫の整備及び地域内輸送拠点の確保

防災倉庫の整備及び地域内輸送拠点の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第20節 第3 防災倉庫の整備及び地域内輸送拠点の確保」を準用します。

### 第4 市民・企業等の備蓄

市民・企業等の備蓄については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第20節 第4 市民・企業等の備蓄」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第21節 医療・救護・防疫対策

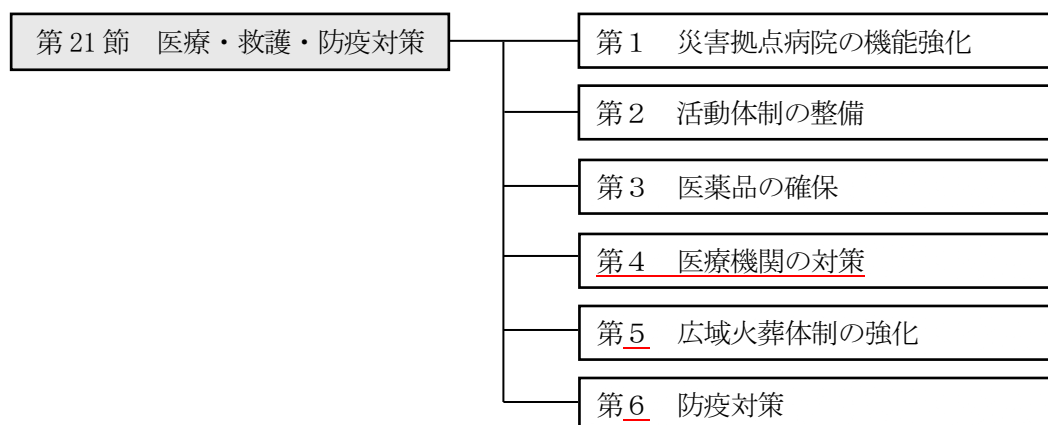
総  
編

### 【施策の方向】

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されます。

本節では、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動が実施できるよう、医療・救護・防疫に関する事前対策の基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



#### 第1 災害拠点病院の機能強化

災害拠点病院の機能強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第1 災害拠点病院の機能強化」を準用します。

#### 第2 活動体制の整備

活動体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第2 活動体制の整備」を準用します。

#### 第3 医薬品の確保

医薬品の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第3 医薬品の確保」を準用します。

#### 第4 医療機関の対策

医療機関の対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第4 医療機関の対策」を準用します。

#### 第5 広域火葬体制の強化

広域火葬体制の強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第5 広域火葬体制の強化」を準用します。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第6 防疫対策

防疫対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第21節 第6 防疫対策」を準用します。

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	

計  
画  
編

## 第22節 文教対策

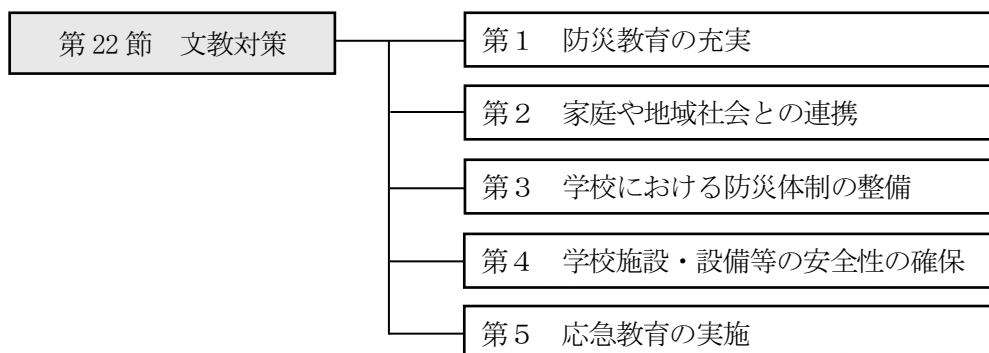
総  
則  
編

### 【施策の方向】

学校等は、水害、台風、土砂災害をはじめ、あらゆる災害から児童・生徒等及び教職員の安全を確保するため、平常時から防災面における安全教育及び安全管理に努める必要があります。

本節では、災害発生時の児童・生徒及び教職員の安全確保や防災体制の強化に関する基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



#### 第1 防災教育の充実

防災教育の充実については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第22節 第1 防災教育の充実」を準用します。

#### 第2 家庭や地域社会との連携

家庭や地域社会との連携については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第22節 第2 家庭や地域社会との連携」を準用します。

#### 第3 学校における防災体制の整備

学校における防災体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第22節 第3 学校における防災体制の整備」を準用します。

#### 第4 学校施設・設備等の安全性の確保

学校施設・設備等の安全性の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第22節 第4 学校施設・設備等の安全性の確保」を準用します。

#### 第5 応急教育の実施

応急教育の実施については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第22節 第5 応急教育の実施」を準用します。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第23節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

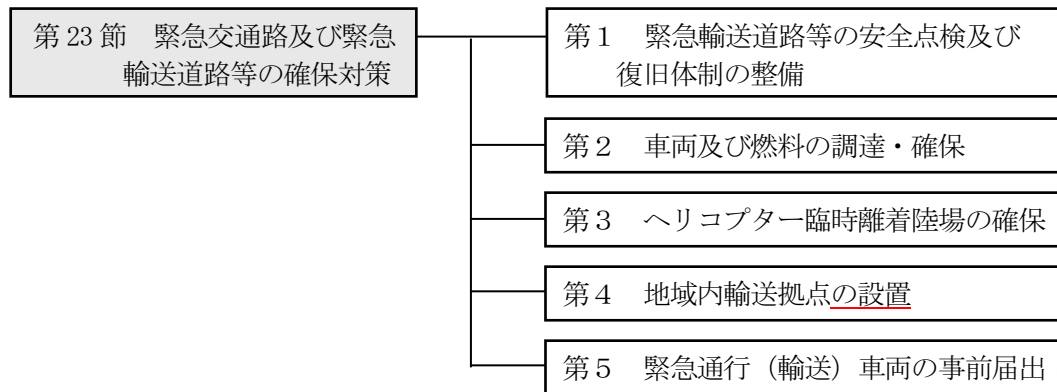
### 【施策の方向】

大規模災害時において、災害応急活動に必要な物資や資機材、要員等の緊急輸送を円滑に行うためには、輸送道路及びヘリポートの確保が極めて重要です。

東日本大震災では、幹線道路は、緊急輸送道路として、救急・救援や復旧に役立つなど、“いのちの道”としての機能を発揮しました。

本節では、災害時の緊急交通路や緊急輸送の確保に向けた事前対策について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備

緊急輸送道路等の安全点検及び復旧体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第23節 第1 緊急輸送道路の耐震化及び復旧体制の整備」を準用します。

### 第2 車両及び燃料の調達・確保

車両及び燃料の調達・確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第23節 第2 車両及び燃料の調達・確保」を準用します。

### 第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

ヘリコプター臨時離着陸場の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第23節 第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保」を準用します。

### 第4 地域内輸送拠点の設置

地域内輸送拠点の設置については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第23節 第4 地域内輸送拠点の設置」を準用します。

### 第5 緊急通行（輸送）車両の事前届出

緊急通行（輸送）車両の事前届出については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第23節 第5 緊急通行（輸送）車両の事前届出」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第24節 ライフラインの応急復旧事前対策

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

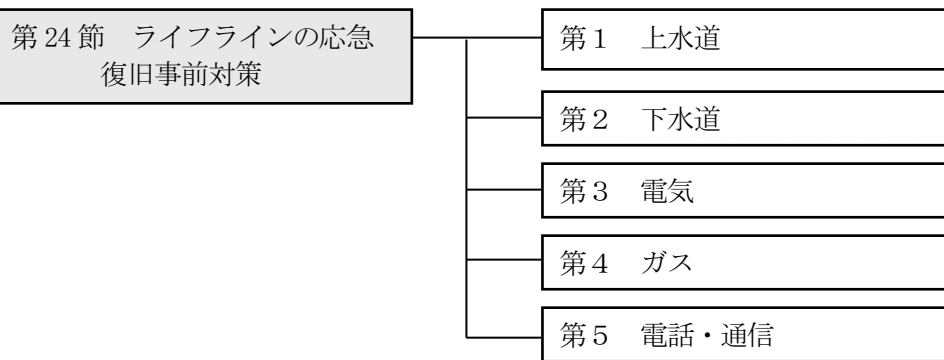
計  
画  
編

### 【施策の方向】

上・下水道、電気、ガス、電話・通信等のライフラインは、市民の日常生活及び社会・経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の復旧のための重要な使命を担っています。このため、各ライフライン事業者においては、平常時から応急復旧が迅速に行えるよう態勢を整えておく必要があります。

本節では、ライフライン施設の安全強化対策及び災害時の応急復旧体制について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 上水道

上水道については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第25節 第1 上水道」を準用します。

### 第2 下水道

下水道については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第25節 第2 下水道」を準用します。

### 第3 電気

電気については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第25節 第3 電気」を準用します。

### 第4 ガス

ガスについては、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第25節 第4 ガス」を準用します。

### 第5 電話・通信

電話・通信については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第25節 第5 電話・通信」を準用します。



## 第25節 ごみ収集・処理体制

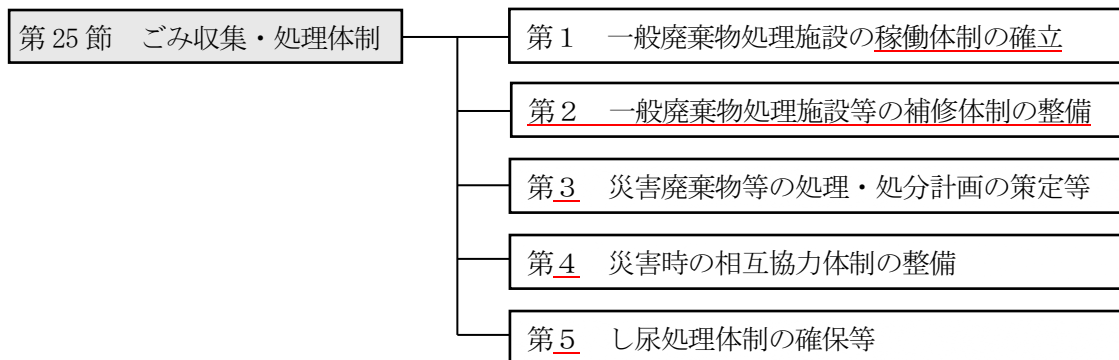
### 【施策の方向】

令和元年東日本台風（台風第19号）等では、被災した自治体において、災害時に備えて災害廃棄物の処理体制や周辺の地方公共団体、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、十分に対策を講じていなかったこと等により、災害廃棄物処理がスムーズに進まなかった事例がみられました。

災害廃棄物処理が遅滞することにより、生活環境や公衆衛生の悪化を招くほか、被災地域の早期の復旧・復興の妨げにもつながることから、平常時から、発災後の災害廃棄物対策を十分に検討しておくことが重要です。

本節では、こうした教訓を踏まえ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための事前対策について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 一般廃棄物処理施設の稼働体制の確立

市は、風水害に強い廃棄物処理施設とするため、一般廃棄物処理施設の浸水対策等を図ります。  
また、停電により施設の稼働に支障が生じると予想されるため、非常用自家発電設備等の整備や上水道の支障により断水が予想されることから、各施設の非常用水源の確保に努めます。

### 第2 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第26節 第2 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備」を準用します。

### 第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第26節 第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等」を準用します。

### 第4 災害時の相互協力体制の整備

災害時の相互協力体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第26

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

節 第4 震災時の相互協力体制の整備」を準用します。

### 第5 し尿処理体制の確保等

し尿処理体制の確保等については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第26節 第5 し尿処理体制の確保等」を準用します。

総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

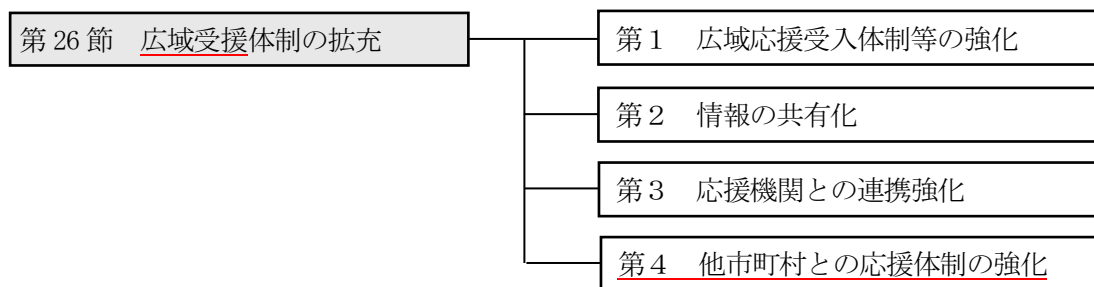
## 第26節 広域受援体制の拡充

### 【施策の方向】

大規模な災害が発生した場合、各庁舎や職員等の被災により行政機能が低下する中であっても、応急復旧活動や被災者支援等の業務を行う必要があります、国や県、他の自治体、ボランティア等の応援を最大限活用することが求められます。

本節では、大規模災害が発生した場合に、外部からの応援を円滑に受け入れ、災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、受援体制の基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 広域応援受入体制等の強化

広域応援受入体制等の強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第27節 第1 広域応援受入体制等の強化」を準用します。

### 第2 情報の共有化

情報の共有化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第27節 第2 情報の共有化」を準用します。

### 第3 応援機関との連携強化

応援機関との連携強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第27節 第3 応援機関との連携強化」を準用します。

### 第4 他市町村との応援体制の強化

他市町村との応援体制の強化については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第27節 第4 他市町村との応援体制の強化」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第27節 災害救援ボランティア活動体制等の充実強化

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

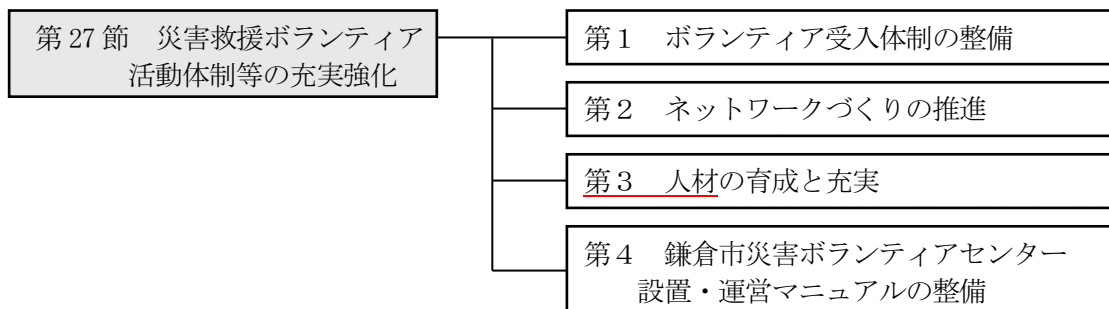
### 【施策の方向】

大規模災害時には、ボランティアグループ、NPO等による救援や生活再建等の様々な支援活動が行われ、被災地の復旧・復興に大きな役割を果たしています。

災害時のボランティア活動について、市は、県や関係機関と連携してボランティアの活動環境の整備に取り組むことが重要です。

本節では、災害救援ボランティア活動の事前対策について、基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 ボランティア受入体制の整備

ボランティア受入体制の整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第28節 第1 ボランティア受入体制の整備」を準用します。

### 第2 ネットワークづくりの推進

ネットワークづくりの推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第28節 第2 ネットワークづくりの推進」を準用します。

### 第3 人材の育成と充実

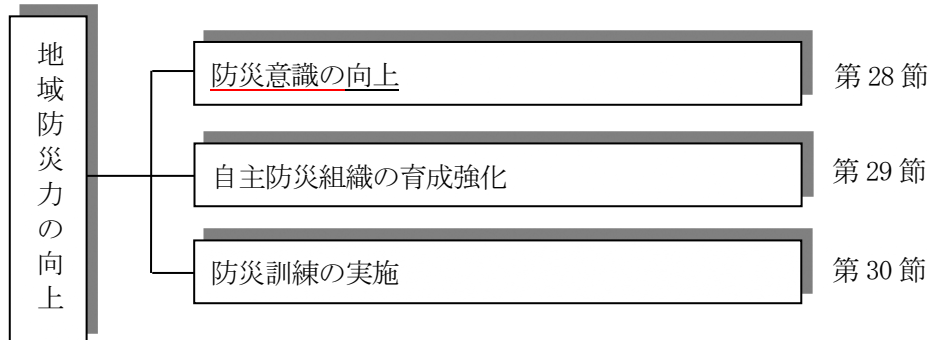
人材の育成と充実については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第28節 第3 人材の育成と充実」を準用します。

### 第4 鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備

鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第28節 第4 鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備」を準用します。

◆『地域防災力の向上』の構成

風水害による被害を最小限に抑えるためには、普段からの備えが大切であり、また、「自助」・「共助」の観点から、それぞれが役割を果たしていくことが大切です。  
『地域防災力の向上』では、「自助」・「共助」の取組を促進し、地域における「地域防災力」の向上を図るために必要な対策等について定めます。



計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 第28節 防災意識の向上

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

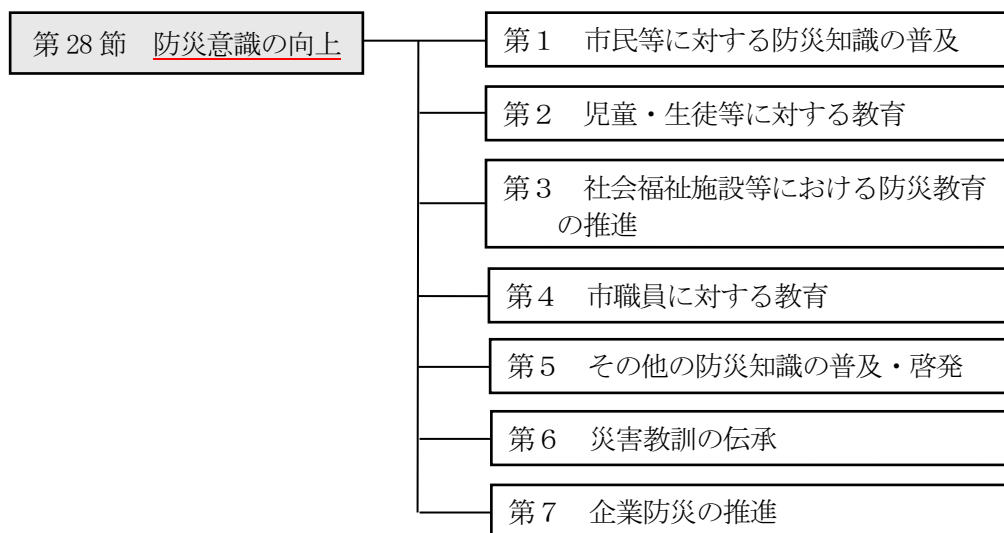
### 【施策の方向】

近年、激甚化・頻発化する異常気象や自然災害により、自助・共助の重要性が再認識されています。災害が発生しても、自助・共助・公助が相互に連携することで、被害を最小限に抑えることができ、また、早期の復旧・復興にもつながります。

また、災害に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう、平常時から市民等の防災意識の向上を図る必要があります。

本節では、市民等の防災意識の向上を図るための基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 市民等に対する防災知識の普及

市は、市民等に対して、あらゆる手段・機会を利用して防災知識の普及の徹底を図ります。その際には、要配慮者等への十分な配慮や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や情報提供に努めます。

#### 1 普及方法

##### (1) 広報媒体等による普及

ア 広報かまくら、市ホームページ等、市の広報媒体による普及

イ 洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、防災啓発冊子等  
防災関係資料の作成・配布による普及

ウ 防災講演会や防災教室等の開催による普及

エ テレビ、ラジオ等による普及（市の防災に関する取組を発信）

##### (2) 防災講話や生涯学習活動を通じての普及

##### (3) 自主防災組織を通じての普及

##### (4) 強化週間・月間を通じての普及

「防災週間」（8月30日～9月5日）、「水防月間」（5月1日～5月31日）、「土砂災害

防止月間」(6月1日～6月30日)等

## 2 市民等に対する教育内容

市は、関係機関と協力して、市民、自主防災組織、事業所の従業員等に対して、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合にとるべき措置、防災応急対策等、次の内容について、その周知を図ります。

- (1) 風水害等に関する知識
- (2) 気象等に関する特別警報、警報、注意報の違いや高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の違いに関する知識
- (3) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (4) 竜巻注意情報の意味や内容、被害の特徴、身の守り方等
- (5) 風水害発生時における正確な情報の入手方法
- (6) 市及び関係機関が講ずる防災応急対策等の内容
- (7) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (8) 避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (9) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (10) 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと
- (11) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (12) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (13) 自主防災組織の活動内容
- (14) マイ・タイムライン(わが家の避難行動)の作成に関すること
- (15) その他風水害対策に必要な事項

## 3 自主的な防災活動の普及

市は、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日～1月21日)等において、県、関係機関及びボランティア団体と協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施します。

## 4 市民の心得

市は、市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその思想の普及を図ります。

- (1) **平常時の心得**
  - ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。
  - イ がけ崩れ、出水に注意すること。
  - ウ 物干し竿や植木鉢等の飛散防止等の対策を実施すること。
  - エ 家のまわりの側溝のゴミや泥を取り除き、水はけをよくしておくこと。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総 則 編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	計 画 編	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
-------------	------------------	--------------	-------------	-----------------	----------------

- オ 雨戸やシャッター、ひさし、トタン屋根等の破損、がたつき、緩み等の修理をすること。
- カ 食料（最低3日分、推奨1週間分）、飲料水、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計、スマートフォンや携帯電話用の充電器、モバイルバッテリー等の備蓄、携帯トイレ、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）等の準備、土のうを準備、自動車へのこまめな満タン給油等を行うこと。
- キ 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。
- ク 自助・共助の精神の重要性について認識すること。
- ケ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、発災時の行動力を身につけること。
- コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずること。

(2) **発災時の心得**

- ア 正しい気象情報、避難情報等を収集し、冷静に行動すること。
- イ 早めの避難行動の開始、状況に応じた適切な安全確保を実施すること。（不要不急の外出の自粛、屋内待避による安全確保）
- ウ がけ、海、川には近寄らないこと。
- エ 市民が協力して応急救護を行うこと。
- オ 秩序を守り、衛生に注意すること。
- カ 安否確認等は、東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等を活用すること。
- キ 避難行動要支援者への支援を行うこと。
- ク 災害時の男女双方の視点に配慮すること。

(3) **避難時の心得**

- ア 市は、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策等について、普及啓発を図ります。
- イ 市は、市民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進します。
- ウ 上記のほか、次のことに留意します。
  - (ア) 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。
  - (イ) 3日分の食料・飲料水、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を携行すること。
  - (ウ) 服装は軽装で素足をさけ、雨具のほかヘルメット等を着用し、必要に応じて防寒衣を携行すること。
  - (エ) 来街者や観光客（外国人を含む）に避難方法・避難場所を案内すること。
  - (オ) 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。
  - (カ) 感染症流行期においては、分散避難の検討や感染症対策用品を携行すること。

**5 自動車運転者等に対する教育**

市、鎌倉市交通安全協会は、県警察や交通安全関係団体等と連携を図りながら、自動車の運



転者等に対し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における自動車の運行措置について、様々な機会を通じて周知します。

## 第2 児童・生徒等に対する教育

児童・生徒等に対する教育については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第29節 第2 児童・生徒等に対する教育」を準用します。

## 第3 社会福祉施設等における防災教育の推進

社会福祉施設等における防災教育の推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第29節 第3 社会福祉施設等における防災教育の推進」を準用します。

## 第4 市職員に対する教育

市職員に対する教育については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第29節 第4 市職員に対する教育」を準用します。

## 第5 その他の防災知識の普及・啓発

### 1 マイ・タイムライン（わが家の避難行動）の周知及び作成支援

市は、市民一人ひとりが自らの避難行動を確認し、自立的な避難行動を促すことを目的とした「マイ・タイムライン（わが家の避難行動）」について、市ホームページや広報等で周知を推進します。

また、作成手順の市ホームページへの掲載やマイ・タイムライン出前講座等の開催により、マイ・タイムライン（わが家の避難行動）の作成支援を推進します。

図 広報かまくらにおけるマイ・タイムライン（わが家の避難行動）の普及啓発

●「マイ・タイムライン」～避難のときに必要な情報を書いてみましょう

風水害・土砂災害	自宅は洪水浸水想定区域内にあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	自宅は洪水による家屋流失の恐れがある区域内にあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
	自宅は内水氾濫浸水想定区域内にあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	自宅付近に道路冠水箇所はあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
	自宅は土砂災害警戒区域内（急傾斜地、土石流）にあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	自宅は高潮浸水想定区域内にあるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
	風水害に関する情報などで危険を感じたり、避難情報を入手したら、わが家は			
	<input type="checkbox"/> 自宅に待機し、状況に応じて垂直避難します（むやみに外出せず、情報収集に努める）			
	<input type="checkbox"/> <input type="text"/> （避難所、親戚・知人宅など）へ水平避難します。移動時間は <input type="text"/>			
水平避難の途中で危険を感じたら		<input type="text"/>	へ垂直避難します。移動時間は <input type="text"/>	
家が被災し、生活が困難な場合は		<input type="text"/>	（避難所など）へ避難します	

資料：広報かまくら令和4年（2022年）8月号

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## **第6 災害教訓の伝承**

災害教訓の伝承については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第29節 第6 災害教訓の伝承」を準用します。

## **第7 企業防災の推進**

企業防災の推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第29節 第7 企業防災の推進」を準用します。

総 則 編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	

## 第29節 自主防災組織の育成強化

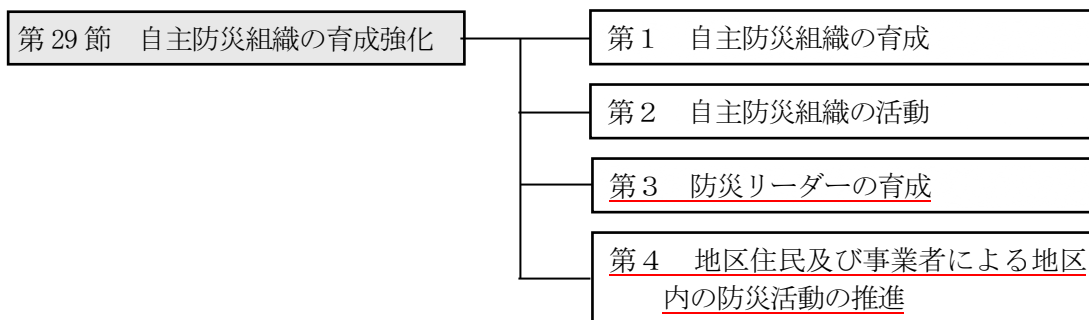
### 【施策の方向】

災害時においては、公助による応急活動には限界があり、自分の身は自分で守る「自助」や地域で互いに協力しながら助け合う「共助」が重要になってきます。

地域・近隣住民の自助・共助に対する意識、連帯感が被害を最小限に抑えることにつながり、そうした観点からも自主防災組織活動の充実が重要となります。

本節では、自主防災組織の育成強化や活動に係る基本的な方針を定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第30節 第1 自主防災組織の育成」を準用します。

### 第2 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第30節 第2 自主防災組織の活動」を準用します。

### 第3 防災リーダーの育成

防災リーダーの育成については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第30節 第3 防災リーダーの育成」を準用します。

### 第4 地区住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

地区住民及び事業者による地区内の防災活動の推進については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第30節 第4 地区住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第30節 防災訓練の実施

総  
則  
編

### 【施策の方向】

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、迅速・適切な災害応急対策を実施できるよう、過去の災害教訓等を踏まえ、平常時から実践的な防災訓練を継続的に実施することが重要です。  
本節では、防災訓練の実施について基本的な方針を定めます。

第1編

地震・津波災害対策

### 【施策の体系】

第30節 防災訓練の実施

第1 多様な防災訓練の実施

### 第1 多様な防災訓練の実施

多様な防災訓練の実施については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第31節 第1多様な防災訓練の実施」を準用します。

第2編

風水害対策

計  
画  
編

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

## 第2章

# 風水害応急対策計画

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第1節 応急活動体制

### 【実施主体】

市	全部署、消防団
関係機関	横浜地方気象台、鎌倉警察署、大船警察署

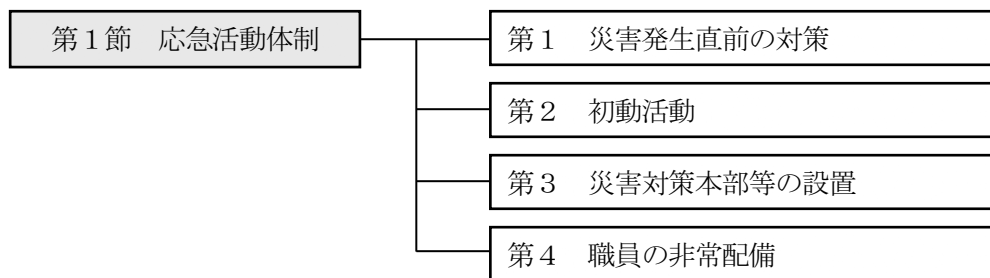
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

風水害については、気象・水象情報の分析により、災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、災害発生直前の対策が極めて重要です。

市は、速やかに災害対策本部の設置、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制を整備します。

### 【施策の体系】



## 第1 災害発生直前の対策

### 1 警戒及び注意の喚起

- (1) 横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて気象警報又は気象注意報を発表し、市民や関係機関の警戒や注意を喚起します。

また、24時間体制をとっている県くらし安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、市に伝達します。

- (2) 市は、平常時からホームページ等様々な手段を用いて、洪水等により浸水が想定される区域、土砂災害警戒区域等について、関係市民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努めます。

- (3) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行います。その結果、危険と認められる場合には、市長は、地域住民に対して避難情報を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するよう努めます。

特に、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、地域住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めます。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(4) 市は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達するものとします。

## 2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

(1) 市長は、危険が切迫し、必要があると認めるときには、必要と認める地域の居住者等に対し立ち退きの指示を行います。

(2) 市長は、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、その避難行動支援対策を行うことを考慮し、早めの段階で避難行動の開始を求める高齢者等避難を発令します。

(3) 市長は、市民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めます。

(4) 市は、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努めます。

(5) 市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

(6) 市民への避難情報の伝達に当たっては、防災行政用無線を始め、ケーブルテレビ（株）ジェイコム湘南・神奈川）、ラジオ（鎌倉エフエム放送を含む）、鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、鎌倉市公式LINE、市ソーシャルメディア（ツイッター等）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努めます。

(7) 水防管理者（市長）は、洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、ラジオ、信号又はその他の方法により立ち退き又はその準備を指示します。また、その旨を遅滞なく鎌倉警察署長及び大船警察署長に通知します。

また、市長は、関係者と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともに、これに伴う必要な措置を講じます。その主な内容は、次の事項を具備するものとします。

- ア 避難場所及びその開設・運営責任者並びに収容人員
- イ 避難の経路及び誘導方法、並びに要支援者支援要領
- ウ 避難場所への経路の標識及び照明設備
- エ 避難開始時期
- オ 給水・給食・休養・衛生等の避難生活支援体制
- カ 在宅避難、残留者の確認方法

## 3 避難所の開設

市長は、指定緊急避難場所及び指定避難所（ミニ防災拠点）を始めとし、災害の状況に応じて、補助避難所やその他避難所を開設します。



#### 4 災害未然防止活動

- (1) 水防管理者 (市長)、水防団長 (消防団長) 又は 消防機関の長 は、随時、区域内の河川・海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。
- (2) 水防管理者 (市長)、水防団長 (消防団長) 又は 消防機関の長 は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒を 更に 厳重にし、事態に即応した措置を講じます。
- (3) 水防管理者 (市長) は、その区域内における 水こう門等 を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水災を未然に防止するよう措置するものとします。
- (4) 河川管理者、海岸管理者等は、洪水、高潮、豪雨 の発生が予想される場合には、防潮門扉等の適切な操作を行うものとします。その操作に当たり、これによって生じる危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、災害対策本部長 及び警察署長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとるものとします。

#### 5 広域避難

市長は、大規模災害の発生のおそれがある場合、市単独では市民等の避難場所の確保が困難となり、市外への避難及び避難場所や避難所が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への市民等の受入れについては当該市町村に直接協議し、県外の他の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議します。

### 第2 初動活動

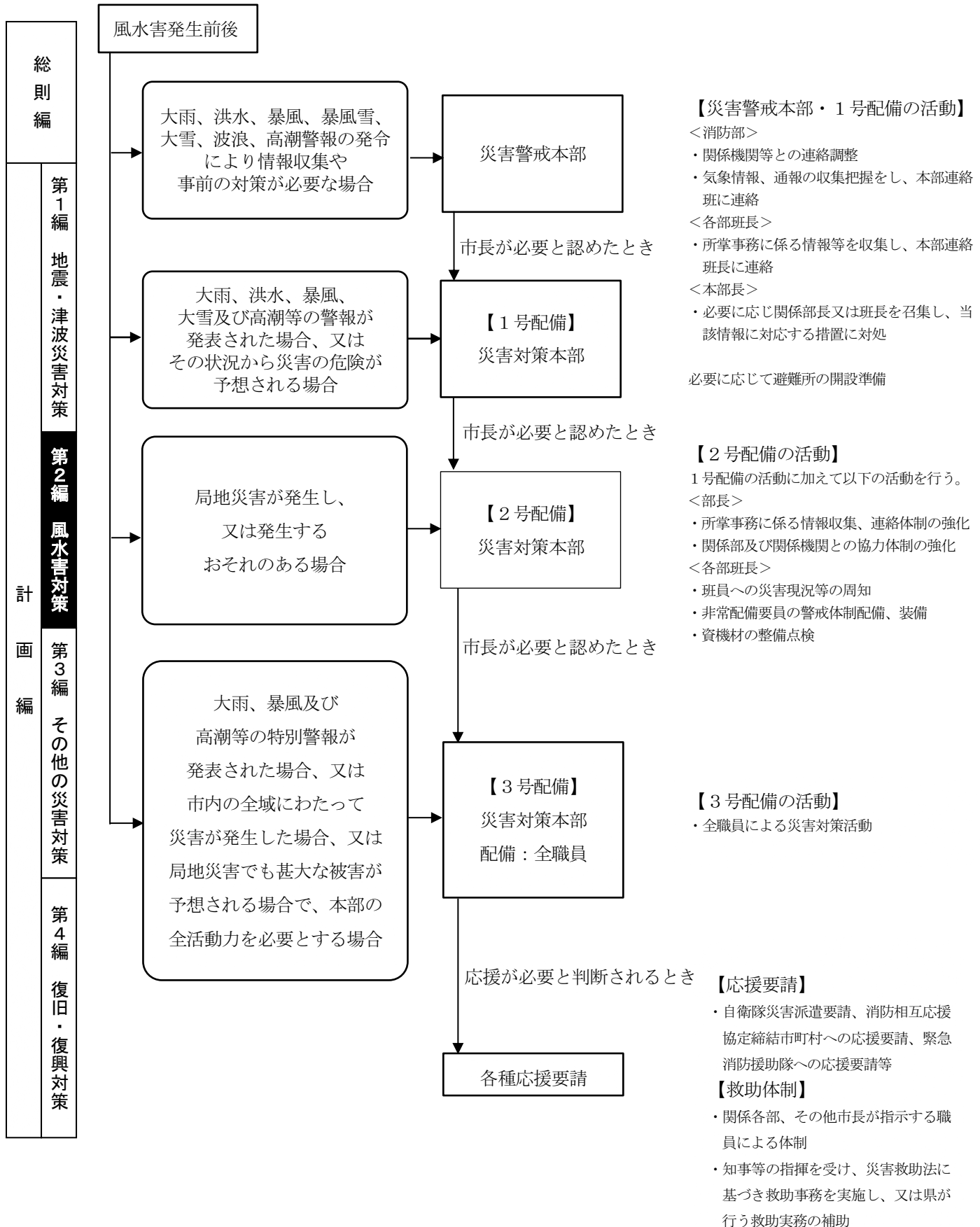
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に実施する初動活動について、①勤務時間内、②勤務時間外に災害が発生したケースに分けてその内容を定めます。

- ① ケース1：勤務時間内及びその前後に災害が発生した、又は発生するおそれがある場合
  - ② ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に災害が発生した、又は発生するおそれがある場合

1 ケース1：勤務時間内及びその前後に災害が発生した、又は発生するおそれがある場合  
勤務時間内及びその前後に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急措置として、次の図に示す措置を行います。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計 画 編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

図 風水害による初動活動の流れ



## 2 ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

非常配備体制（1号・2号・3号）となった場合には、所属長が配備する人員をあらかじめ決定しておき、電話連絡等を行い参集します。

職員の自動参集基準は、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に基づきます。

参集後は、ケース1の勤務時間内及びその前後と同じ活動を行います。

### 第3 災害対策本部等の設置

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2第1項、及び鎌倉市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置します。

この設置があった場合には、直ちに関係機関に通知するとともに、市役所本庁舎に災害対策本部の標示を行います。

災害対策本部は、災害の規模、程度によってそれぞれ配置をするほか、本部を置く程度に至らない災害にあつては、平常時の市の組織をもって対処する、若しくは災害警戒本部を設置し警戒に当たります。

#### 1 災害警戒本部の設置

##### (1) 組織

災害警戒本部の組織は、鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程に定めるところによります。

##### (2) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部の設置基準は、以下に示すとおりです。

#### 災害警戒本部の設置基準

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮警報の発令により情報収集や事前の対策が必要な場合。

##### ア 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、市役所本庁舎に設置します。

##### イ 配備

配備の基準については、鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程に定めるところによります。

##### (3) 災害警戒本部の事務分掌

災害警戒本部長は、副市長をもってあて、事務分掌は、鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程に定めるところによります。

##### (4) 災害警戒本部の解散基準

災害警戒本部長は、災害対策本部が設置されたとき又は災害発生のおそれなくなったと認められたとき、災害警戒本部を解散します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

## 2 災害対策本部の設置

### (1) 組織

災害対策本部の組織は、鎌倉市災害対策本部条例及び鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

### (2) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、以下に示すとおりです。

#### 災害対策本部の設置基準

- 大雨、風雨、洪水及び高潮等の警報が発表された場合、又はその状況から災害の危険が予想される場合
- 局地災害が発生し、又は発生するおそれのある場合
- 市内の全域にわたって災害が発生した場合、又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合で、本部の全活動力を必要とする場合

#### ア 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎に設置します。

#### イ 配備

(7) 災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整えます。

(4) 配備の基準については、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

#### ウ 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

### (3) 災害対策本部の解散基準

災害対策本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、災害対策本部を解散します。

### (4) 災害対策本部の設置及び解散の連絡

災害対策本部長は、災害対策本部を設置し、又は解散したときは、県知事、関係機関、報道機関等に連絡します。

## 3 現地災害対策本部の設置運営等

### (1) 現地災害対策本部の組織及び運営

現地災害対策本部及び運営は、災害対策本部の組織及び運営を準用します。

### (2) 現地災害対策本部の開設

ア 現地災害対策本部長は、災害発生の場合、速やかにその状況を把握し、必要と認めるときは、直ちに現地災害対策本部を開設するとともに、県知事及び関係機関に通知します。

イ 関係機関は、すべて現地災害対策本部に参加し、相互に緊密な連携を図ります。

(3) 連絡調整会議

ア 会議の開催

災害対策本部長は、応急対策の事前調整を行うため必要と認めたとき、又は出動機関の長から申し出があったときは、現地災害対策本部において、災害の状況からみて市で処理できると認めるときに、連絡調整会議を開催します。

イ 協議事項

- (ア) 応急対策実施に関する基本方針
- (イ) 各出動機関の分担作業種別及び区域
- (ウ) その他必要事項

ウ 専門機関の長の意見

連絡調整会議における調整は、応急対策実施についての専門機関の長の意見を求めて行います。

(4) 職務・権限の代行

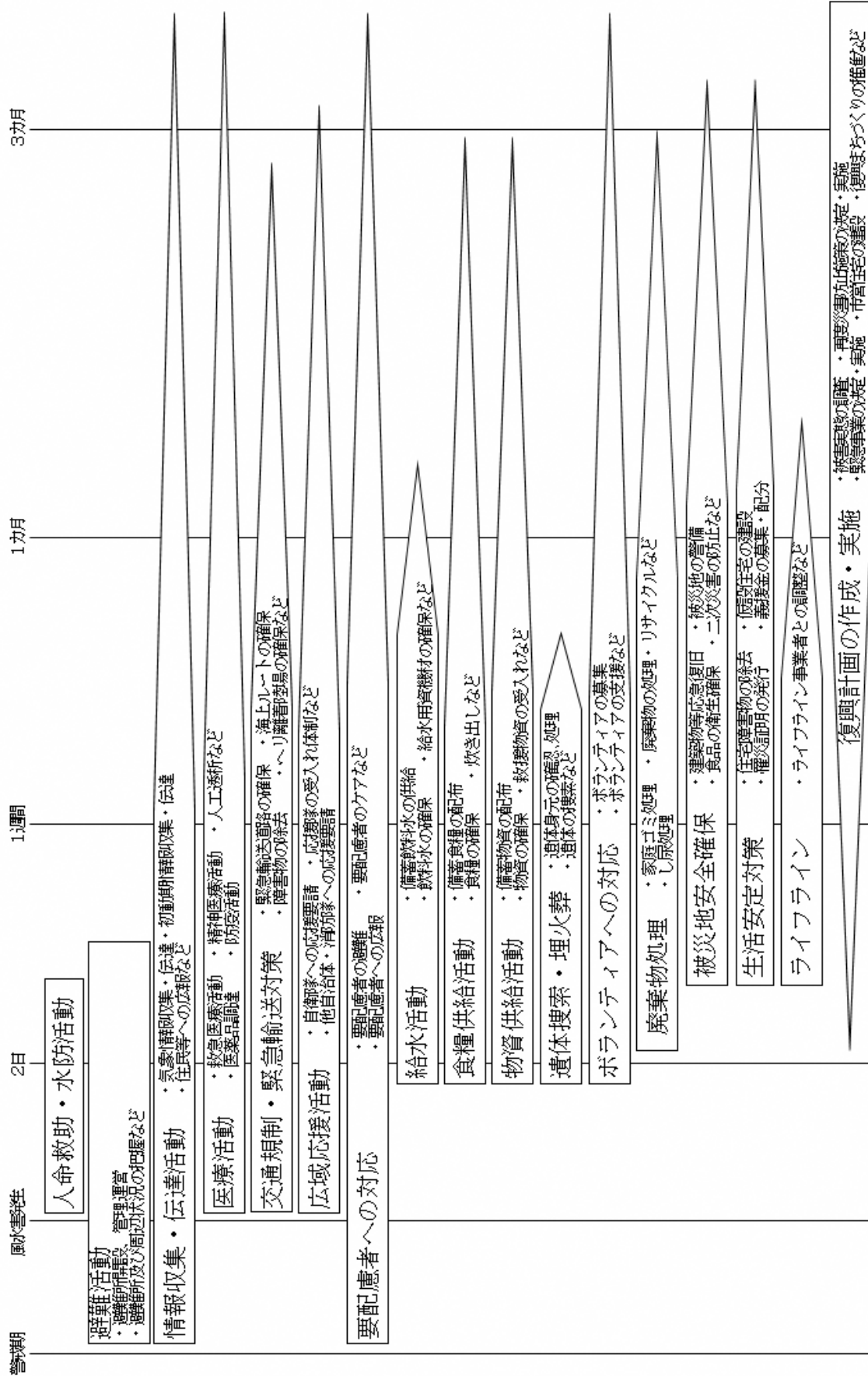
災害対策本部長が不在の場合は、鎌倉市災害対策本部条例第2条により、災害対策副本部長が代理するものとします。

- ◆ 資料8-3：鎌倉市災害対策本部条例
- ◆ 資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計 画 編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第4編 復旧・復興対策	第3編 その他の災害対策	第2編 風水害対策	第1編 地震・津波災害対策	総則編
-------------	--------------	-----------	---------------	-----

図 災害対策本部活動時系列整理



## 第4 職員の非常配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策活動に必要な市職員の非常配備に関しては、この計画の定めるところによります。

### 1 非常配備計画

#### (1) 非常配備体制の編成

ア 非常配備体制は、非常配備基準に基づき編成します。ただし、災害対策本部長は、災害の種類、規模、発生の時期、その他により必要と認められるときは、非常配備基準と異なる体制を編成することができます。

イ 消防本部の非常配備は、消防長が行います。

#### (2) 非常配備の方法

ア 勤務時間中及びその前後における配備体制の伝達

(ア) 災害対策本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、随時本部員会議を招集し、その事態に応じた配備体制を協議して、非常配備を指示します。

(イ) 市役所本庁舎内職員に対しては庁内放送等で、出先機関の市職員に対しては所管部長を通じて、直ちに配備体制を伝達します。

(ウ) 市職員は、被災その他の事情により所定の場所に集合できないときは、所属長の指示を受けます。

イ 勤務時間外における配備体制の伝達

市職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、テレビ、ラジオ、情報通信端末等により、その災害の状況や被害状況、気象警報等の発表状況等の把握に努めるとともに、鎌倉市災害対策本部条例、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に基づき行動します。

#### (3) 職員の非常配備計画

ア 非常配備体制の基準

基本的な配備及び非常配備計画は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則の定めるところによります。

風水害時の動員は、市内の全域にわたって災害が発生した場合又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合で、本部の全活動力を必要とするときは、鎌倉市災害対策本部条例施行規則第10条に規定する非常配備体制に基づき、速やかに非常配備につきます。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

計  
画  
編

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

表 風水害における非常配備体制

体制	種別	配備体制	配備時期
災害警戒本部体制		事態に対処するため、災害防除の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮警報の発令により情報収集や事前の対策が必要な場合に発令する。
	1号配備		大雨、洪水、暴風、大雪及び高潮等の警報が発表された場合又はその状況から災害の危険が予想される場合に発令する。
	2号配備	1号配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。	局地災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に発令する。
災害対策本部体制	3号配備	要員の全員をもって当たる完全な体制とする。	市内の全域にわたって災害が発生した場合、又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合で、本部の全活動力を必要とするときに発令する。

イ 非常配備体制名簿の作成

所属長は、あらかじめ非常配備体制の基準に従い非常配備体制名簿を作成するとともに、所属職員に周知し、応急対策に万全を期します。

なお、この名簿は、異動等により変更があったとき直ちに修正します。

ウ 非常配備及び連絡の順序

(ア) 所属長は、非常配備1号～3号の順序において市職員へ伝達方法・手段の確立を図ります。

(イ) 伝達は、非常配備体制名簿により電話等で行います。

(4) 職員の派遣要請

市は、災害時応急活動のため必要があるときは、災害対策基本法等の関係法令、相互応援協定等により、国、県、他市町村等に対して職員の派遣を求め、災害対策の万全を期します。

派遣された職員の宿泊施設は、市の施設利用を前提に、被災状況に応じて民間施設の活用も想定します。

2 職員の勤務ローテーションと健康管理

市は、勤務ローテーションの確立と健康管理職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、非常配備計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に十分配慮するよう努めます。

- ◆ 資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則
- ◆ 資料8-9：鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程



## 第2節 情報収集・伝達・広報

### 【実施主体】

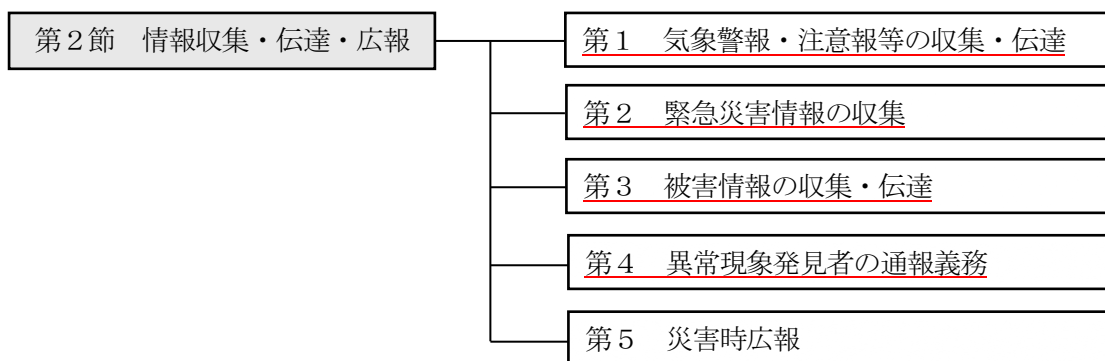
市	本部連絡班、秘書広報班、公的不動産活用班、調査班、建築指導班、緑地がけ地班、警防班、鎌倉班、大船班
関係機関	横浜地方気象台

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

### 【施策の基本方針】

災害応急対策を実施するうえで最も重要な項目である情報収集伝達、災害情報等を市民・滞在外者等へ迅速・的確に伝達するための広報計画、報道機関との連携等について定めます。

### 【施策の体系】



### 第1 気象警報・注意報等の収集・伝達

市は、気象警報・注意報等を市民、関係機関に対し迅速に伝達する体制を整備します。

#### 1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

##### (1) 特別警報

気象等に関する特別警報の発表基準は、次のとおりです。なお、特別警報は、府県程度の広がりをもつ現象を対象に発表されます。

表 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4又は5）を特別警報に位置付ける）	
津波（参考）	高いところで3mを超える津波が予想される場合 （「大津波警報」を特別警報に位置付ける）	

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(2) 警報・注意報

横浜地方気象台が発表する気象警報及び注意報の種類、鎌倉市の発表基準の概要を下表に示します。

表 鎌倉市における警報・注意報発表基準一覧表

(令和4年(2022年)5月26日現在)

鎌倉市	府県予報区	神奈川県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	三浦半島		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	98
	洪水	流域雨量指数基準	柏尾川流域=23.7、滑川流域=8.7	
		複合基準※1	柏尾川流域=(10, 21.3)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			相模湾	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う
			相模湾	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
波浪	有義波高	5.0m		
高潮	潮位	1.4m※2		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	59	
	洪水	流域雨量指数基準	柏尾川流域=18.9、滑川流域=6.9	
		複合基準※1	柏尾川流域=(6.0, 18.9)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			相模湾	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			相模湾	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	-		
濃霧	視程	陸上	100m	
		相模湾	500m	
乾燥	最小湿度 35% 実行湿度 55%			
なだれ	-			
低温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温 - 5℃以下			
霜	最低気温 4℃以下 発表期間は原則として 4月1日～5月20日			
着氷・着雪	著しく着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 神奈川県が定める基準水位観測所(油壺)における高潮特別警戒水位(1.10m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

資料：気象庁

(3) 警報及び注意報の発表地域の細分

気象警報、注意報の発表に用いる区域は、市町村を原則とします。

表 注意報・警報発表に用いる細分区域一覧

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	<u>平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町</u>
		三浦半島	横須賀市、 <b>鎌倉市</b> 、逗子市、三浦市、葉山町
	西部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

2 土砂災害警戒情報

- (1) 県及び横浜地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示を発令する際の判断や市民等の自主避難の参考となるよう、共同で土砂災害警戒情報を発表します。
- (2) なお、土砂災害警戒情報の発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準に達すると予想されたときに発表します。
- (3) 土砂災害警戒情報の解除基準は、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとします。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の下降状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と横浜地方気象台が協議のうえ解除します。
- (4) 発表された土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台から関係機関に伝達します。
- (5) 土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意する必要があります。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

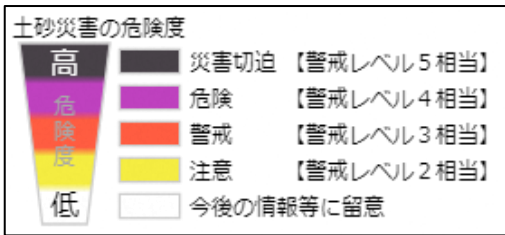
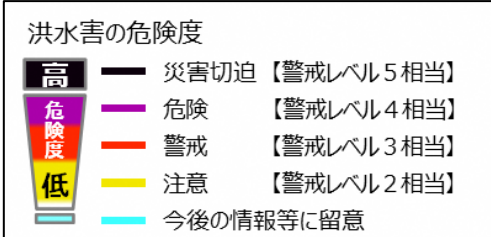
第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

### 3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

気象庁は、市民等の主体的な避難の判断を支援することを目的に、大雨による土砂災害、浸水害、洪水害の危険の高まりを5段階で色分けされた地図を気象庁ホームページ等で公表しています。キキクル等の種類と概要は、次のとおりです。

表 キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>  <p>土砂災害の危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高 (黒) 災害切迫 【警戒レベル5相当】</li> <li>危険 (紫) 危険 【警戒レベル4相当】</li> <li>警戒 (赤) 警戒 【警戒レベル3相当】</li> <li>注意 (黄) 注意 【警戒レベル2相当】</li> <li>今後の情報等に留意 (白)</li> </ul>
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>  <p>洪水害の危険度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高 (黒) 災害切迫 【警戒レベル5相当】</li> <li>危険 (紫) 危険 【警戒レベル4相当】</li> <li>警戒 (赤) 警戒 【警戒レベル3相当】</li> <li>注意 (黄) 注意 【警戒レベル2相当】</li> <li>今後の情報等に留意 (白)</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点における洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

### 4 気象情報

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表します。

発表した情報は、気象台から特別警報・警報・注意報に準じて関係機関に伝達します。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先まで、警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県）で発表されます。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（運用基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表されます。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要があります。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表されます。

なお、実際に危険度が高まっている場所は、「竜巻発生確度ナウキャスト」※で確認することができます。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表されます。この情報は、発表から1時間有効です。

**※【竜巻発生確度ナウキャスト】**

気象庁が提供しているサービスで、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供しています。

(4) 地方海上警報

気象庁は、船舶の航行の安全に資するため、県の沿岸を含む関東海域に対し地方海上警報を発表します。

発表された地方海上警報は、第三管区海上保安本部から無線通信により関係船舶へ通報します。

**5 火災気象通報及び火災警報**

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められたときは次のいずれかの基準によりに県知事に対して通報します。

ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがあります。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

ア 実効湿度55%以下で、最小湿度35%以下になる見込みのとき

イ 陸上で毎秒12m以上の平均風速が予想される時。実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とします。県は、火災気象通報を市町村長に伝達します。

(2) 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令します。

## 第2 緊急災害情報の収集

### 1 緊急災害情報の収集

(1) 市は、災害発生直後において、各庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。

(2) 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）や建築物の被害状況、浸水・土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡します。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡します。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内（海上を含む）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めます。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡するものとします。

(3) 市は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして報告するよう努めます。

(4) 市は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告します。

(5) 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接、国（消防庁）に報告します。

(6) 市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡します。

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

表 災害直後に収集しなければならない緊急災害情報

種別	内容
①警察情報	・けが人、生き埋め、行方不明者、死者教 ・道路交通情報・交通規制状況
②消防情報	・救急・救助活動情報 ・各種警報・注意報等
③地域情報	・人的被害情報 ・建物倒壊・浸水等被害情報 ・避難等市民行動情報 ・河川被害情報 ・道路・橋りょう被害情報 ・がけ崩れ、崩壊危険箇所情報
④職員参集時収集情報	・建物倒壊、浸水等区内の被害全体情報 ・避難等市民行動情報 ・避難所施設の安全、開設情報等
⑤ライフライン情報	・電気、ガス、水道、通信、鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
⑥各部局別情報	・ <u>庁内</u> 各部局からの被害状況等の情報
⑦アマチュア無線情報 及びタクシー無線情報	・被災現場等情報

### 第3 被害情報の収集・伝達

被害情報の収集・伝達については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 第3 被害情報の収集・伝達」を準用します。

### 第4 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、市、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかに速やかに通報します。

この場合において、市及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市を経由して県へ速やかに通報します。

#### 1 異常な自然現象

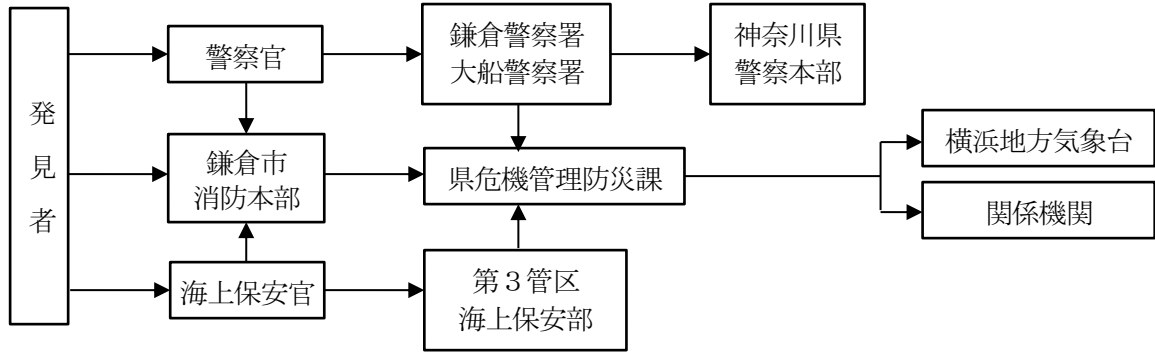
- (1) 異常な出水、がけ崩れ、堤防決壊等大きな災害となるおそれがあるとき。
- (2) 異常な突風、たつまき、強いひょうがあったとき。

#### 2 その他の現象

- (1) 陸上及び水上における大量の流出油
- (2) ガス類、毒劇物等危険物等の大量漏えい
- (3) 火災、その他異常と思われる物

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
復 旧 ・ 復 興 対 策	第4編
	復旧・復興対策

図 異常現象の通報系統図



### 第5 災害時広報

災害時広報については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 第4 災害時広報」を準用します。

なお、市は、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 第4 災害時広報 1(4) 広報活動の方法」に記載の広報の方法に加えて、広報車による広報活動についても検討します。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策